

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年4月20日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Credit Suisse Management（Cayman）Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104,
Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達理
同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 浅野颯
同 李直 
同 宮本康平
同 石山夏穂

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
ダイワ・WiL3号ベンチャーキャピタル・ファンド
（Credit Suisse Universal Trust（Cayman） - Daiwa WiL Ventures
III, L.P. Fund）

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 1億5,000万米ドル（約173億3,250万円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売
買相場の仲値（1米ドル＝115.55円）によります。以下、別段の記載がない限り、米
ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・WiL 3号ベンチャーキャピタル・ファンド

（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund）

（注）ダイワ・WiL 3号ベンチャーキャピタル・ファンド（以下、「ファンド」といいます。）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下、「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券（以下、「受益証券」といいます。）は記名式無額面受益証券の米ドル建てクラスです。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は単位型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1億5,000万米ドル（約173億3,250万円）を上限とします。

（注１）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券 1口当たり100.00米ドル（11,555円）

（５）【申込手数料】

申込手数料が受益証券の申込金額に加算されます。申込手数料の額は、申込金額の3.3%（税抜3.0%）とします。

詳しくは日本における販売会社にご照会下さい。

<参考>

例えば、10,000口申し込む場合は、次のように計算します。

申込手数料 = 100.00米ドル × 10,000口 × 3.3%（税込） = 33,000米ドル

となり、申込金額に申込手数料を加えた合計額1,033,000米ドルを支払うこととなります。

円貨で申し込む場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定するレートにより異なります。

（６）【申込単位】

10,000口以上5,000口単位

（注）申込みは、口数でのみ申し込むことができます。

（７）【申込期間】

2022年5月9日（月曜日）から2022年5月27日（金曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（以下、「大和証券」または「日本における販売会社」といいます。）

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

（注）日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資家は、2022年5月30日までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。

日本における販売会社は、2022年5月31日までに管理事務代行会社に対して申込金額を送金しなければなりません。

(10) 【払込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

大和証券は、管理会社との間で、2022年4月28日以前に締結する受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下、「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格(以下、「基準価額」といいます。)の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資家は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款(以下、「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資家は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、円貨または米ドル貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。換金(買戻し)代金についても同様です。

日本における販売会社は、2022年5月31日までに管理事務代行会社に対して申込金額を送金しなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家(以下に定義されます。)でない者による受益証券の取得を制限することができます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、主として日本および米国の未公開株式(日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。)に投資することにより、米ドルベースの信託財産の成長を目指すことです。

日本および米国の未公開株式に対するファンドのエクスポージャーは、別個のシリーズの社債(SPV債券(以下に定義されます。))を含みます。)を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるボルト・ケイマンII・インベストメンツ(以下、「SPV発行体」といいます。))が発行する社債(以下、「SPV債券」といいます。))の取得を通じて間接的に獲得されます。SPV債券は、()デラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWil3号ベンチャーキャピタル(Wil Ventures III, L.P.)(以下、「投資対象ファンド」といいます。))のリミテッド・パートナーとしてのSPV発行体の持分を通じて投資対象ファンド、および()ファンドに支払われるクーポン(もしあれば)、投資対象ファンドからのキャピタル・コールまたはSPV発行体に対する潜在的なクローバック、税金、補償費用および同様の請求に充当可能な現金の部分(ただし、当該現金部分が短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドまたはその他の流動性商品に投資されることがあります。))(以下、あわせて「プライベート・エクイティ部分」といいます。))に対するエスコープジャーを提供します。

ファンドは、ファンドに部分的な流動性をもたせるために短期金融商品等(米ドル現金を含みます。))(以下、「現金部分」といいます。))を保有することができます。

受益証券の発行額の上限は、10億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。管理会社が単独の裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。))(以下、「基本信託証書」といいます。))および2022年4月19日付の補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。))に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

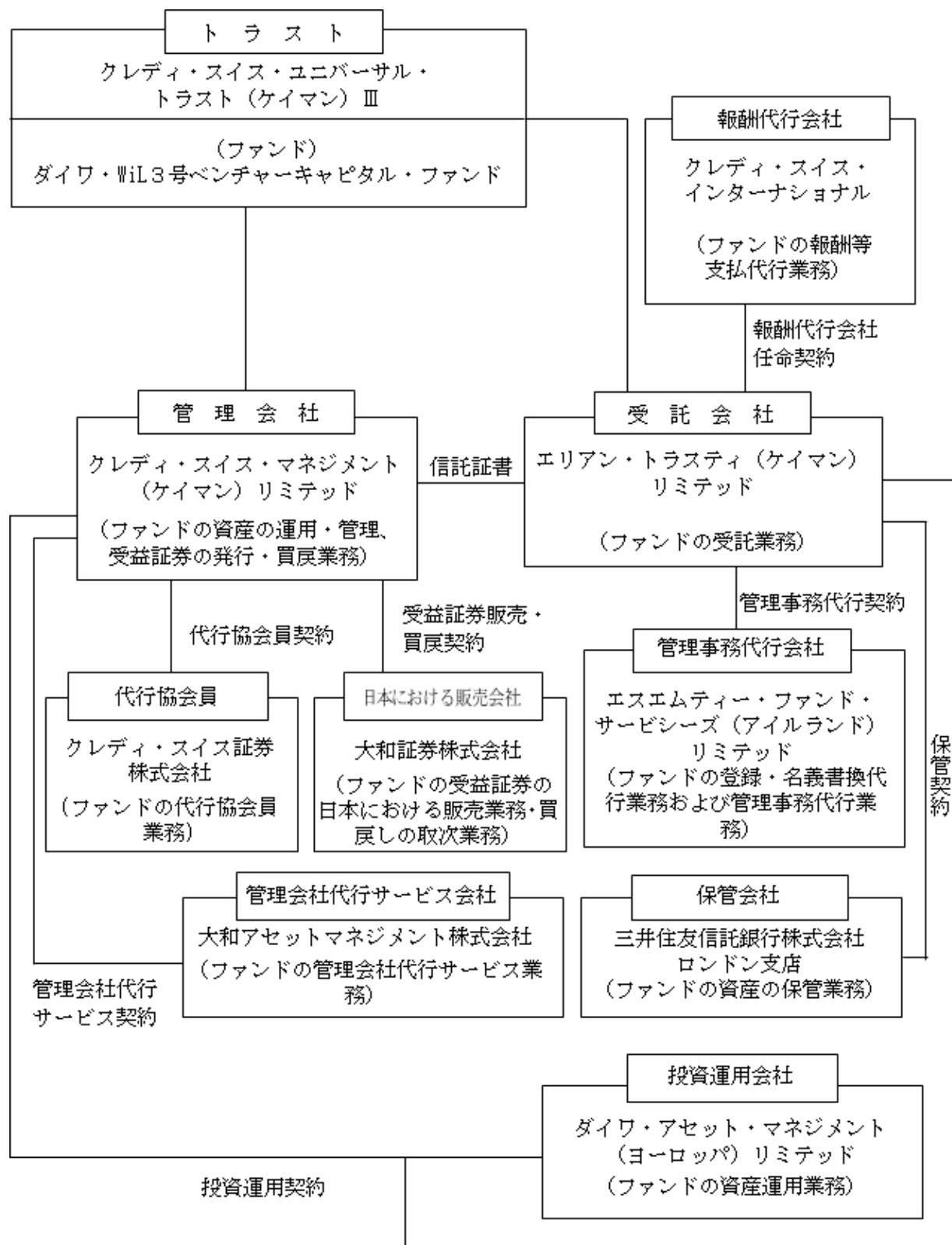
信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。))(以下に定義されます。))に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

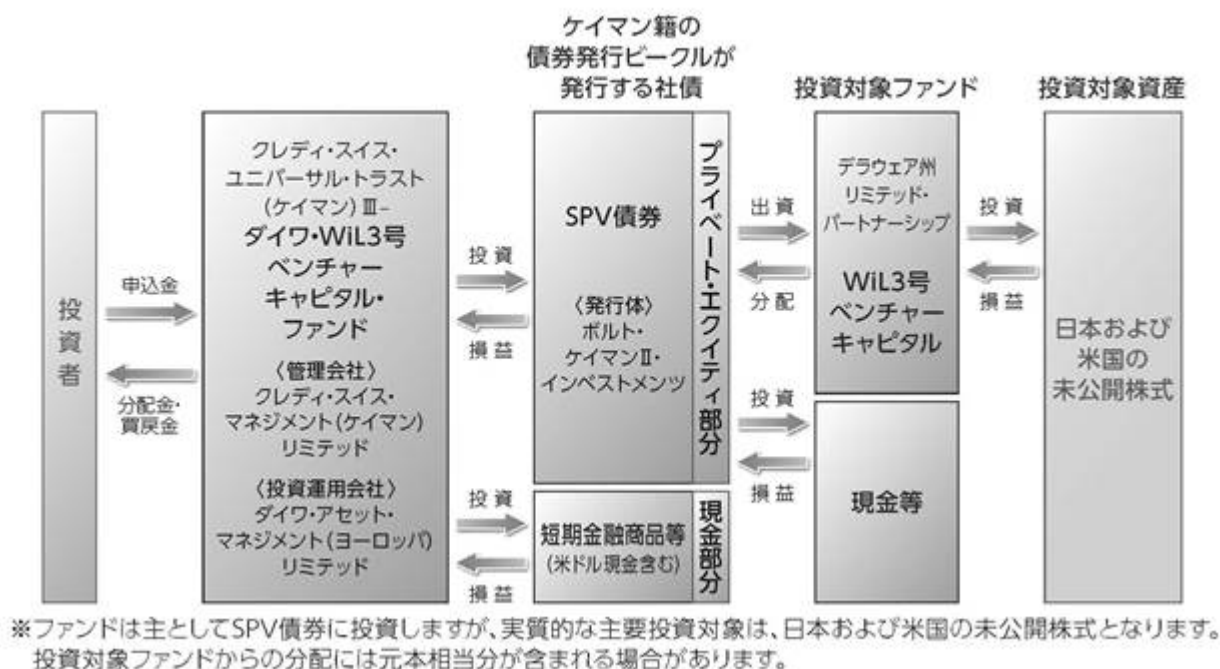
(2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2022年4月19日	補遺信託証書締結
2022年5月31日	ファンドの運用開始(以下、「設定日」といいます。))

ファンドの仕組み



ファンドのしくみ



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド （Elian Trustee (Cayman) Limited）	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド （SMT Fund Services (Ireland) Limited）	管理事務代行会社	2022年5月31日以前の日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注1）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社 ロンドン支店 （Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)）	保管会社	2022年5月31日以前の日付で受託会社との間で締結の保管契約（注2）において、保管会社が提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2022年4月19日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
大和証券株式会社	日本における販売会社	2022年4月28日以前の日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。

クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2022年5月31日以前の日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約 ^(注5) において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド	投資運用会社	2022年5月31日以前の日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約 ^(注6) において、投資運用業務について規定しています。
大和アセットマネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社	2022年5月31日以前の日付で管理会社との間で締結の管理会社代行サービス契約 ^(注7) において、管理会社代行サービス業務について規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

（注5）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注6）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注7）管理会社代行サービス契約とは、管理会社と管理会社代行サービス会社との間で、管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下、「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2022年2月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約8,493万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インターナショナル・コマーセ・センター88階）	735,000株 （100％）

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下、「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払

い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下、「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

ファンドは毎年9月30日までには同年の3月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2023年3月31日に終了する期間です。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定によ

り、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社(信託会社および投資信託管理会社としてC I M Aに認可されたインタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社)は、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をC I M Aに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができます。C I M Aの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、C I M Aは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、主として日本および米国の未公開株式（日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。）に投資することにより、米ドルベースの信託財産の成長を目指すことです。

日本および米国の未公開株式に対するファンドのエクスポージャーは、別個のシリーズの社債（ＳＰＶ債券を含みます。）を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるＳＰＶ発行体が発行するＳＰＶ債券の取得を通じて間接的に獲得されます。ＳＰＶ債券は、プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供します。

ファンドは、ファンドに部分的な流動性をもたせるために現金部分を保有することができます。

投資運用会社は、ＳＰＶ債券（プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供します。）および現金部分により構成されるファンドのポートフォリオ（以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。）について、日々の投資決定を行い、継続的な監視責任を担います。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドを任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

（a）プライベート・エクイティ部分に関してＳＰＶ債券、および

（b）現金部分に関して短期金融商品等（米ドル現金を含みます。）。疑義を避けるために付言すると、翌日物の現金残高は、スweep・ビークルで保有されることがあります。

投資運用会社は、投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにショート・ポジションを取ってはならず、またはファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、デリバティブをヘッジ目的でのみ用いることができます。ただし、ファンドの勘定で保有するデリバティブの想定元本合計は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半をプライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するＳＰＶ債券に投資します。

プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するＳＰＶ債券は米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

プライベート・エクイティ部分に関する情報

ＳＰＶ債券

ファンドは、プライベート・エクイティ部分へのエクスポージャーを獲得するためにＳＰＶ債券に投資することが予定されています。ＳＰＶ債券は、ＳＰＶ発行体（別個のシリーズの社債（ＳＰＶ債券を含みます。）を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるボルト・ケイマンII・インベストメンツ）により発行されます。

ＳＰＶ債券の発行手取金は、(i)投資対象ファンドに対するＳＰＶ発行体のキャピタル・コミットメント（当該金額は、設定日前後におけるＳＰＶ債券に対するファンドの投資に等しくなる場合がありますが、これを超えることはありません。）を賄うため、および(ii)リミテッド・パートナーとして投資対象ファンドへの投資に関連するアドミSSION・チャージ（当該アドミSSION・チャージは、ＳＰＶ発行体が投資対象ファンドの当初クロージング時からリミテッド・パートナーであったとした場合のＳＰＶ発行体のキャピタル・コミットメントに対する利息に相当する額であって、投資対象ファンドLPA（以下に定義されます。）の規定に従って決定されます。）を支払うために使用されます。投資対象ファンドは、キャピタル・コールによる申込みの仕組みを特徴としています。しかし、投資対象ファンドLPAで企図されているように、ＳＰＶ発行体は、関連するＳＰＶ債券の発行手取金を投資対象ファンドがまたは投資対象ファンドのために開設する口座（以下、「エスクロー口座」といいます。）に振り込むことでキャピタル・コールを行う債務の前払いを求められる可能性があります。投資対象ファンドの事務管理代行者は、当該エスクロー口座に対する権限を有し、キャピタル・コールが発せられると、当該キャピタル・コールを充足するＳＰＶ発行体の義務を果たすため、当該口座に置かれている額を投資対象ファンドに送金することが予定されています。ＳＰＶ発行

体は、エスクロー口座がシリコン・バレー・バンクまたは投資対象ファンドが指定するその他の銀行(以下、「エスクロー銀行」といいます。)に開設されると通知されています。投資対象ファンドLPAに基づき、投資対象ファンドの管理事務代行者は、エスクロー口座に預託された額を、適用あるキャピタル・コールを充足するために当該額を使用するまで、マネー・マーケット・ファンドやその他の流動資産に投資する手配を許可されています。

このため、SPV発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとなった後は、発行手取金を構成する現金を利用できない見込みです。その結果、SPV発行体、したがってSPV債券の保有者は、(a)エスクロー銀行およびそこに預託された金額の信用リスク(同銀行が破綻した場合、そのように預託された金額はすべて失われる可能性があります。)、(b)当該エスクロー口座の運営に関連する、エスクロー銀行、投資対象ファンド、投資対象ファンドの管理事務代行者および/またはそれらの者のために行為していると主張する者の行為、不作為、詐欺、過失、故意の不履行または同様の行為の結果として損失を被るリスク(投資が完全に損失する可能性)、ならびに(c)投資対象ファンドLPAで企図されているように、当該エスクロー口座に預託されたSPV発行体の出資額を表す当該現金を充てることによる、投資対象ファンドのまたは投資対象ファンドのために行われる投資の結果、損失を被るリスク(投資が完全に損失する可能性)を負うことになります。

ただし、投資対象ファンドへの投資時に、SPV発行体が投資対象ファンドに全額を出資する必要がない場合、投資対象ファンドにより払込請求されていないSPV債券の発行手取金は、SPV発行体がかストディアンであるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラストおよび/またはそのサブ・カストディアンにおいて保有し、その後払込請求時に、SPV発行体が未拠出のキャピタル・コールに拠出するために使用することが想定されています。

SPV債券の条項に従い、投資対象ファンドへの投資からの分配(以下、「投資対象ファンド分配」といいます。)を受領した場合、SPV発行体は、概ね、SPV債券に基づき、当該投資対象ファンド分配以内の金額(一定の費用および税金の控除後(該当ある場合))の支払いを手配します。ただし、(i)SPV発行体が最初に受け取る投資対象ファンド分配については、投資対象ファンドLPAに基づき生じる可能性があるクローバック、租税、補償費用およびSPV発行体に対する同様の請求(以下、「留保額請求」といいます。)を賄うため、SPV発行体は、当該投資対象ファンド分配の少なくとも15%を留保し、(ii)その後の各投資対象ファンド分配に関しても、同じ基準で、(a)その後の当該投資対象ファンド分配の少なくとも15%および(b)投資対象ファンド分配に関しては、当該投資対象ファンド分配の100%を上限とする、未払いかつ未履行の留保額請求を支払うための総額の合計額((i)および(ii)に従って留保された金額を以下、「留保金額」といいます。)に等しい額を留保し、預託します。SPV発行体は、留保金額をカストディアンであるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラストおよび/またはそのサブ・カストディアンの口座に留保するものとします。SPV発行体が保有する留保金額の残高は、(未払い留保額請求の残額に基づいて、その履行後)SPV債券の最終償還時に、SPV債券の条項に基づく最終支払債務に関連して、SPV債券に基づきSPV発行体により支払われます(これは、(i)未払いの留保額請求に関連して投資対象ファンドLPAに基づいて発生するクローバック請求の最後の返還日および(ii)投資対象ファンドの清算または投資対象ファンドにおけるSPV発行体のすべての持分の譲渡の完了(場合による)に関連する投資対象ファンドの最終分配のうち、いずれか遅い方に関連します。)。SPV発行体は、原則として、SPV債券に基づく留保金額の残額の当該最終支払いより前に、当該留保金額を留保額請求の充足以外の目的で使用する権利を有しません。

投資対象ファンド

投資対象ファンドであるWil 3号ベンチャーキャピタルは、とりわけデラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWil GP III, L.P.がジェネラル・パートナー(すなわち、投資運用者)(以下、「投資対象ファンドGP」といいます。)として、2022年2月14日付第2変更および再録リミテッド・パートナーシップ契約(以下、「投資対象ファンドLPA」といいます。)に準拠するデラウェア州リミテッド・パートナーシップです。投資対象ファンドGPのジェネラル・パートナーでありデラウェア州有限責任会社であるWil Management III, LLCは、投資対象ファンドの投資活動に主として責任を負っています。

投資対象ファンドの投資目的は、主として、日本および米国の主にエレクトロニクス、自動車、航空、エンタープライズ・ソフトウェア、消費者、金融、テレコム、医療サービス、トレーディング、インターネット、ソーシャル・メディア業界に従事する未公開会社(日本および米国以外に所在する会社を含みます。))が発行した株式または転換証券の取得、保有および処分を通じて、ベンチャーキャピタル投資および新興成長投資を行うことです。

投資対象ファンドの目標金額は、キャピタル・コミットメント総額で8億米ドルに設定されています。投資対象ファンドGPのキャピタル・コミットメントは、投資対象ファンドのキャピタル・コミットメント総額の少なくとも1%に相当します。

投資対象ファンドの存続期間は、約10年です。投資対象ファンドGPは、リミテッド・パートナーシップ委員会の過半数またはキャピタル・コミットメントの持分の3分の2の承認により、投資対象ファンドの存続期間を1年間を最大2回まで延長することができ、キャピタル・コミットメントの持分の少なくとも3分の2を表章する投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの同意を得た上で、さらに1年間延長することができます。

投資対象ファンドは、特定の取引を承認または否認する権限を有するものの、一般的に投資対象ファンドの運営に参加する権限を有しない、リミテッド・パートナーにより構成されるリミテッド・パートナーシップ委員会を有します。SPV発行体は、当該リミテッド・パートナーシップ委員会のメンバーにならないことが予想されます。

投資対象ファンドGPは、その運営または管理に関する責任の一部をデラウェア州有限責任会社であるWil LLCに委任することができます(ただし、投資対象ファンドを代理して投資機会の選定または投資判断もしくは投資関連の決定を行う権限を除きます。)。

Wil 3号ベンチャーキャピタルは、以下の特徴を有する見込みです。

< 目標金額 >

- ・ 8億から10億米ドル

< 投資分野 >

- ・ TMT (テクノロジー、メディア、テレコム)を中心に、リミテッド・パートナーシップ企業に関連する技術やサービス
- ・ 原則として日本および米国のベンチャー企業

< 投資戦略 >

- ・ 日本は幅広い成長ステージの企業に投資することで、大きなリターンの可能性を追求
- ・ 米国は成長ステージが進んだ企業への投資で、確実性の高いリターンを追求
- ・ ベンチャー事業を創出、または分離することにより、独自のアルファ(付加価値)創造を目指す

ファンドの流動性

潜在的投資家は、ファンドが受益者からの買戻請求を処理できるか否かは、サブアドバイズド・ポートフォリオに現金があるか、および/または投資運用会社がサブアドバイズド・ポートフォリオの資産を適時に換価できるかに左右されることに留意すべきです。

この点、潜在的投資家は、SPV債券は極めて流動性が低く(以下「3 投資リスク」の「流動性リスク」、「流動性提供者の履行を条件とする流動性協定」、「手数料割引を伴う方法に基づくプライス・フロア」、「流動性協定の対象となるSPV債券の数の制限」、「流動性協定が流動性提供者と交渉されていること」、「流動性の保証がないこと」をご参照下さい。)、ファンドが現金部分の一部として保有する現金またはその他の流動資産は限定的(またはゼロ)である可能性が高いことに留意すべきです。

投資運用会社は、買戻通知日(以下に定義されます。)に買戻請求を受領した場合、買戻代金を生じるために現金部分を売却するよう努めます。受領した買戻請求が利用可能な現金部分(まだ現金で保有していない範囲とします。)を超過する場合、投資運用会社は、買戻代金を生じるためにプライベート・エクイティ部分に含まれるSPV債券を売却するよう努めます。

上記に関連して、投資運用会社は、SPV債券の売却の一環として、複数の市場参加者からSPV債券の値付けを求める予定です。SPV債券は流動性が低いことから、投資運用会社が一般市場参加者から当該値付けを入手できる保証はありません。

そのため、大和VCアクセラレータ投資事業有限責任組合(以下、「流動性提供者」といいます。)は、クレディ・スイス・インターナショナル(以下、「流動性仲介者」といいます。)を通じて間接的にバック・トゥ・バック - 本人対本人ベースで、投資運用会社が、買戻日(以下に定義されます。)もしくはその前後から、かつ、ファンドに必要な買戻代金を提供するのに十分な最低価格で、一定額を上限とするSPV債券を売却できることを確保することを意図した協定を締結しています(以下、「流動性協定」といいます。)。

この目的のため、流動性提供者および流動性仲介者はバック・トゥ・バック - 本人対本人の購入契約(以下、「バック・トゥ・バック購入契約」といいます。)を、流動性仲介者は本人対本人の購入契約(以下、「購入契約」といいます。)を、ファンドおよび投資運用会社との間で締結することになります。

潜在的投資家は、流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務を完全に履行する限りにおいてのみ、流動性仲介者が購入契約に基づく義務を履行することに留意すべきです。流動性仲介者は、流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務を履行しなかった結果、不履行となりまたはファンド（もしくは受益者）が損失を被ったことについて責任を負いません。

投資者は、流動性仲介者が購入契約に基づきファンドの勘定で投資運用会社からSPV債券を購入する価格は、流動性仲介者がバック・トゥ・バック購入契約に基づき流動性提供者にSPV債券を売却する価格よりも低くなることにも留意すべきです。流動性仲介者は、投資運用会社、ファンド、投資者またはその他の者に対して、かかる利益について説明する義務を負いません。

購入契約は英国法に準拠し、英国法に従って解釈されるものとします。流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務に違反した場合、流動性仲介者は、購入契約を終了することができます。購入契約は、購入契約に定めるその他の状況においても終了することができます。

ファンドの目的

ケイマン籍の債券発行ビークルであるボルト・ケイマンⅡ・インベストメンツが発行する社債(以下、「SPV債券」といいます。)を通じて、主として、デラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWil3号ベンチャーキャピタル(Wil Ventures Ⅲ, L.P.) (以下、「投資対象ファンド」といいます。)に出資することにより、主として日本および米国の未公開株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

- ① SPV債券を通じて、主として日本および米国の未公開株式に実質的に投資します。
 - ファンドは、SPV債券の取得を通じて、日本および米国の未公開株式^{※1}に投資を行う投資対象ファンドに出資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - ※1 日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。
 - 投資対象ファンドのジェネラル・パートナー(運用者)は、Wil GP Ⅲ, L.P.です。
 - ファンドは、流動性確保のために短期金融商品等(米ドル現金を含みます。)を保有することがあります。
- ② ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下、「基準価額」といいます。)は月次の評価日に算出されます^{※2}。
 - ※2 原則として、毎年3月、4月、5月の各評価日における基準価額は3月の評価日の約2ヶ月後、毎年6月、7月、8月の各評価日における基準価額は6月の評価日の約2ヶ月後、毎年9月、10月、11月の各評価日における基準価額は9月の評価日の約2ヶ月後、毎年12月、1月、2月の各評価日における基準価額は12月の評価日の約3ヶ月後に、それぞれ公表されます。
 - SPV債券は、SPV債券の計算代理人(クレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社)により投資対象ファンドが提供する四半期末監査財務書類または年次監査済財務書類に基づいて作成したレポートを基に評価されます。
- ③ 毎年9月30日の分配宣言日に分配方針^{※3}に従い、分配を決定します。
 - (注)第1回目の分配宣言日は、2023年9月30日を予定しています。分配の公表は、9月の評価日における基準価額の公表日を予定しています。
 - ※3 「分配方針」をご参照下さい。
- ④ 年1回、12月末時点の基準価額に基づき、買戻しを請求することができます。
 - 買戻しには制限があります(「手続き・手数料等ーお申込みメモ」の「換金(買戻し)制限」をご参照下さい)。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、SPV債券を通じて、投資対象ファンドであるWil3号ベンチャーキャピタルに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのクレディ・スイスのディレクターです。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスにおける投資信託、SPVおよび保険商品を含む包括ソリューションズ開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下、「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下、「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービシズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービシズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービシズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービシズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービシズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機

関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2022年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドは、1年ごとに一定の金額の収益を生み出すことがあります。ファンドの現在の分配方針では、各分配日に係る年次分配金(以下、「年次分配金」といいます。)を各分配宣言日において宣言し、受益者に対し支払うこととしています。

原則として、各分配日について支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、(a)プライベート・エクイティ部分の実現収益およびキャピタル・ゲイン(その価額は留保金額が控除されるものとします。)、(b)現金部分からの発生済み利息、分配および配当、(c)上記(a)および(b)から受領した配当および分配金額に対して、対応する分配日に支払われるまでに発生した利息((a)から(c)までを以下、「インカム等収益」といいます。)を考慮して、決定します。

管理会社はまた、分配金の額を決定するにあたり基準価額等を勘案します。

さらに、投資者は、管理会社が、適切とみなした場合、関連する年について年次分配金を支払わない選択をすることがあることにも留意することが重要です。管理会社がかかる選択をする場合とは、ファンドの投資目的および方針の適用が、前年度にマイナスの運用実績をもたらしたか、または管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社がその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金が将来も支払われるという保証や、支払われるとしてもそれが同等の金額であるという保証はありません。

宣言された年次分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金の控除後)。分配金は、関連する分配基準日に受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げて、小数第2位に四捨五入されます。

「分配基準日」とは、各分配宣言日または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配日」とは、9月の評価日に係る純資産総額公表日後の4ファンド営業日目の日をいいます。以下同じです。

「分配宣言日」とは、2023年9月30日(同日を含みます。)以降の毎年9月30日(暦日)または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「純資産総額公表日」は、以下のとおりです。

純資産総額および基準価額は、原則として、以下の日および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日に公表されます。

- () 毎年3月の評価日については、3月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日(3月の評価日の2か月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の日
- () 毎年4月の評価日については、3月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の日
- () 毎年5月の評価日については、3月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の日
- () 毎年6月の評価日については、6月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日(6月の評価日の2か月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の日
- () 毎年7月の評価日については、6月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の日
- () 毎年8月の評価日については、6月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の日
- () 毎年9月の評価日については、9月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日(9月の評価日の2か月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の日
- () 毎年10月の評価日については、9月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の日
- () 毎年11月の評価日については、9月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の日
- () 毎年12月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日(12月の評価日の3か月後の日の見込みです。)の2ファンド営業日後の日

(xi) 毎年1月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の3ファンド営業日後の日

(xii) 毎年2月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の日

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ダブリン、ロンドンおよび東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日または日曜日以外の日)(ただし、追加で毎月最終暦日がファンド営業日として取り扱われます。)および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。以下同じです。

〔分配方針〕

- 原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社がファンドの基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

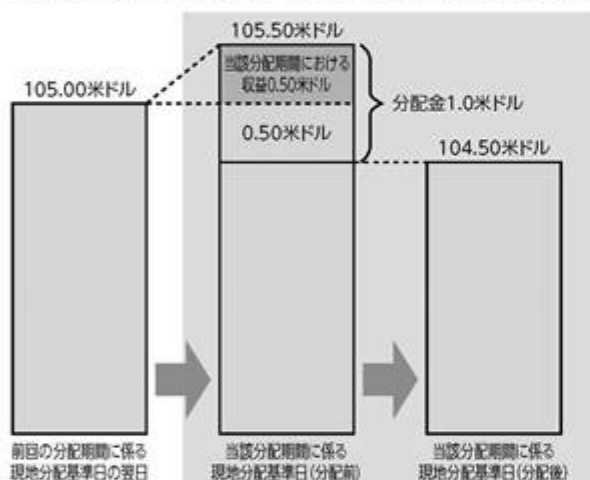
投資信託で分配金が支払われるイメージ



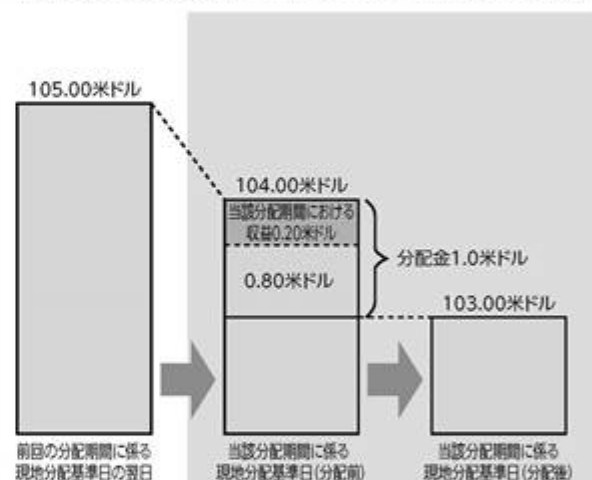
- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日（分配後）における基準価額は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から基準価額が上昇した場合



前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から基準価額が下落した場合



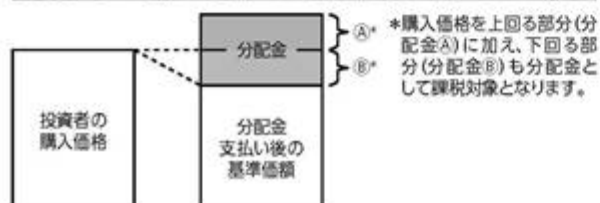
(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

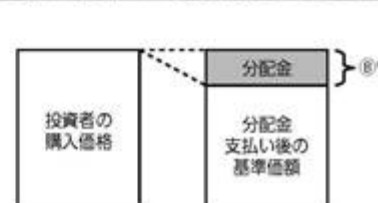
※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。
 ※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので「留意下さい」。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。

3. 管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(もしくは代理人)が管理する全てのファンドが保有する、ある企業1社に対する合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下、「株式等エクスポージャー」といいます。)(当該株式等エクスポージャーは日本証券業協会(以下、「JSDA」といいます。))の指針に従って計算します。)(当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。ただし、SPV債券を通じた投資対象ファンドに対するエクスポージャーは、株式等エクスポージャーを構成しません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下、「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)(当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける()(株式等エクスポージャー以外の)有価証券、()(デリバティブ等エクスポージャー以外の)金銭債権、および()匿名組出資持分(以下、「債券等エクスポージャー」と総称します。)(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社(または代理人)は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

ファンドは、JSDAが定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、SPV債券を通じて、投資対象ファンドであるWil3号ベンチャーキャピタルに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により(上記(6)項から(9)項の投資制限に代表される)JSDAの指針からの逸脱がある場合、管理会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要な全ての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なと思われる場合、英文目録見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱する

ことができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社（またはその代理人）は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、ファンドの基準価額は米ドル建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- ファンドは、SPV債券を通じて、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

主な変動要因

価格変動リスク

原資産の価格が下落した場合、基準価額が下落し、その結果、投資元本を割り込む可能性があります。

債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です。

ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは基準価額の下落する要因となります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、基準価額が下落するおそれがあります。

投資しているSPV債券については、流通市場が確立されておらず、今後も確立される予定はありません。買戻しに対応してSPV債券を売却する場合、SPV債券を通じて出資している投資対象ファンドの評価に基づくSPV債券の評価により売却価格を決定しますが、需給要因により大きく下方乖離した価格で売却せざるを得ない可能性があります。その場合、ファンドの買戻価格に悪影響を与えます。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資するため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

集中リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の銘柄に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

その他

買戻資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ファンドの実質的な投資対象である投資対象ファンドに固有の留意点

ファンドがSPV債券を通じて行う投資対象ファンドへの出資については、通貨価格の変動、金融商品市場における株価の変動、未上場株式その他の有価証券等の価値や評価額の変動、市場金利の変動等による投資先企業の業績の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響が及び、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての地位の流動性は何ら保証されるものではありません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者の責任において、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うようお願いいたします。

ベンチャーキャピタル投資に内在するリスク

ベンチャーキャピタル投資とは、ベンチャー企業やスタートアップ企業など、高い成長が予想される未公開企業に対して出資を行う運用戦略のことを指します。

このベンチャーキャピタル投資を行う投資対象ファンドにて投資が行われる組入会社は、公に取引されたり、または証券取引所に上場したことがない可能性があります。特に、未公開企業には、上場会社に通常適用されるのと同水準の開示や報告義務がないことから、未公開企業への投資は上場企業への投資よりもリスクが高くなります。加えて、未公開企業への投資は、評価が難しく、かつ収益化することが難しいまたは不可能な場合があります。

開示について、投資対象ファンドにて投資を行う際に依拠するデューデリジェンス情報は、入手が困難で、その範囲が限定され、または不正確である可能性があります。正式な事業計画、財務予測および市場分析が入手できない場合があります。会社の公開情報は、入手や検証が困難な場合があります。また、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、特定の情報を取得することに費用がかかりすぎると判断する場合があります。

一般的に、未公開企業はしばしば高い成長機会を提供する一方で、大企業への投資に通常関連するリスクよりも大きいリスクを伴う場合があります。未公開企業はより限られた商品ライン、市場、財源しかなく、より少数の経営陣に経営を依存している場合があります。結果として、そのような企業は、通常の経済トレンドや特定の市況技術の変化に対してより脆弱である可能性があります。加えて、将来の成長性は当該企業の株式の新規発行か借入れを通じた追加的な資金調達ができるかどうかによって左右される可能性があり、資金が必要な時に、借入れができない、または受け入れ可能な条件で借入れできない場合があります。これらの要因は、企業がネガティブな経済や政治動向に迅速に反応することを難しくする可能性もあります。

結果として未公開株式は、事業上および財務上の高いリスクを伴う可能性があり、多額の損失を生じる可能性があります。これらの株式は上場株式よりも流動性が低い可能性があり、投資対象ファンドはこれらのポジションの清算に上場株式の場合よりも長い時間を要する可能性があります。これらの有価証券は、相対取引で転売されることがありますが、その売却により実現した価格は、投資対象ファンドが当初支払った価格よりも低くなる可能性があります。さらに、株式が公開されていない会社は、株式が公開されている会社に適用される開示およびその他の投資家保護要件の対象とならない場合があります。株式が公開されていない会社の多くは、上場会社と比較して財務または経営基盤が脆弱である可能性があり、一般的に、上場会社と比較して信用リスクが高くなっています。

流動性リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。流動性の低い市場への投資は、流動性の高い市場よりも価格変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を流動性の低い市場に投資することは、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資資産を処分できない可能性があります。

買戻しに関するリスク

投資対象ファンドでは流動性の低い有価証券に投資を行います。そのような有価証券は、有利なタイミングや価格で売却できない場合があるため、既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式等を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が発生することがあり、これにより基準価額が大きく下落することがあります。また、投資対象ファンドが保有する未公開株式等を売却する場合、投資対象ファンドの当該組入証券の市場規模や市場動向によっては、かかる売却が市場実勢を押下げ、結果として投資運用会社は、当初期待される価格より低い価格で売却することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

また、投資対象ファンドが保有する未公開株式等に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されておらず、買戻請求を提出した受益者は、その時点におけるかかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。一方で、未公開株式等に未実現損失がある場合、かかる未

実現損失が実際の基準価額に反映されておらず、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。

さらに、受益者の要請による大口の買戻しが行われた場合、買戻しに必要な資金を調達するために、投資運用会社は他の方法よりも迅速に、他の方法よりも不利な価格で清算する必要がある可能性があります。

受益証券の買戻しの制限

買戻しは年1回の各買戻日にのみ可能であり、また、各買戻日において設定日に発行された受益証券口数の10%（または管理会社が決める割合）を上限とすることを基本とします。したがって、受益者が希望する数の受益証券を買戻しできない場合があります。受益者が当該買戻日に買戻しを受けることができない場合、次の買戻日までの間にファンドのパフォーマンスが著しく低下し、受益証券1口当たりの換金（買戻し）価額が低くなる可能性があります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドは、主として未公開株式に投資するため、関連する評価日とは一致しない可能性がある投資対象ファンドによって作成される、入手可能な最新の年1回の監査済財務書類および四半期ごとに作成される未監査の財務書類に基づき評価され、さらに当該財務書類は評価時点から数か月後に公表されます。したがって、評価日時点のファンドの基準価額は公表時点の純資産価格を表すものではない可能性があります。投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンド持分の評価額は、流通市場での売買価額に基づいたものではありません。投資対象ファンドが投資する投資先企業の業績動向等によっては評価額が急激に変動する可能性もあります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b)投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c)ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、(a)投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b)投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c)当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益（すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益）は、とりわけ当該受益証券に帰属するサブアドバイズド・ポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者および管理会社代行サービス会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者または管理会社代行サービス会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または管理会社代行サービス会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者および管理会社代行サービス会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依頼しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者または管理会社代行サービス会社に依頼することができません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、流動性提供者、流動性仲介者および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

コロナウィルス

2020年1月30日、世界保健機関はCOVID-19の発生を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と宣言しました。COVID-19の多数の症例が世界中で記録されています。

COVID-19の影響を完全に予測することは不可能ですが、当該流行病は世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高いです。歴史的に伝染病の大流行は、投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティをもたらしてきました。このような影響は、特に、COVID-19が確認された件数の世界的分布に応じて、セクター、企業および国の経済全体に不均等に発生します。現在、航空会社、製造業、小売

業および観光業を含む特定のセクターが最も影響を受けていますが、COVID-19を抑制できない場合、他のセクターも間違いなく影響を受けます。

COVID-19が、影響を受ける地域で事業を行っている、またはかかる地域におけるサプライヤーや顧客に依存している事業に与える財務的影響は、広く報告されています。影響を受ける事業は、さまざまな財務上の影響を受ける可能性があります。事業活動の減速は、流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運転資本の停止、財務制限条項の違反、債務不履行の発生、および／または契約終了時の支払いやその他の不履行による偶発債務の発生といった状況が生じた場合には、支払能力に対する懸念が悪化する可能性があります。

グローバル金融市場、またはいずれかの投資先が事業を行っている国または地域の経済におけるこのようなマイナスの変化は、ファンドの事業またはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国家当局は、ファンドまたはその投資先の事業運営に重大な障害をもたらす可能性のある措置を勧告または課す場合があります。

COVID-19の大流行の全容、その期間、強度および重大さは不確定であり、結果として生じる景気減速および／または市場全体のマイナスの景況感は、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、流動性提供者、流動性仲介者、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響を及ぼす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社および／または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社が保有する翌日物の現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下、「キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。）の対象とすることがあります。キャッシュ・スイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー（以下、「キャッシュ・スイープ・プロバイダー」といいます。）に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資者は、キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュ・スイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照下さい。

カウンターパーティー・リスク

ファンド、SPV発行体および投資対象ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンド／SPV発行体／投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があ

ります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドの投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。また、ファンドは、キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取引決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンド、SPV発行体または投資対象ファンドは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社および日本における販売会社に依頼することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、投資目的に応じ投資テーマを限定して、サブアドバイズド・ポートフォリオに投資します。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。

ファンドへの投資に係るリスク

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

インカム等収益および分配

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が(その裁量により)分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。

インカム等収益は、SPV債券から支払われるクーポンの受領に部分的に依存しています。SPV債券からクーポンが支払われない場合もしくは(留保金額を維持する目的等により)支払いが予想を下回る場合、またはファンドもしくはSPV発行体に適用される租税条約対象外の税率の引き上げが行われた場合、もしくはSPV発行体による米国所得税債務の負担が発生した場合、これに応じてファンドの利益は投資者の予想を下回ることになります。さらに、受取分配金の利率が年度途中で低下した場合も、インカム等収益が予想を下回る結果になる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

投資対象の集中

ファンドは、受益証券の販売による手取金の大部分を、主として投資対象ファンドを投資の対象とするSPV債券に投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。ファンドが投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。比較的流動性の低い投資対象の市場は、流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資することは、上記「2 投資方針 - (1) 投資方針」の「ファンドの流動性」の項目で説明した流動性の仕組みを用いても、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資対象を処分する能力を制限する可能性があります。

ファンドが投資を行うSPV債券には流通市場は確立されておらず、今後も確立される予定はありません。解約に対応してSPV債券を売却する場合、売却価格は、SPV債券を通じて出資している投資対象ファンドの評価を反映するSPV債券の評価に基づいて決定されますが、需給要因により大きく下方乖離した価格で売却せざるを得ない可能性があります。その場合、ファンドの買戻価格に悪影響を与えます。

集中投資リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の銘柄に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

SPV債券の投資対象である投資対象ファンド(ファンドの実質的投資資産)に固有の留意点

ファンドがSPV債券を通じて行う投資対象ファンドへの出資については、通貨価格の変動、金融商品市場における株価の変動、未上場株式その他の有価証券等の価値や評価額の変動、市場金利の変動等による投資先企業の業績の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響がおよび、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしてのSPV発行体の地位の流動性は何ら保証されるものではありません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資に

あたっては、投資者は、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うよう留意する必要があります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドは、関連する評価日とは一致しない可能性がある入手可能な最新の投資対象ファンド財務書類に基づき評価され、および/または当該財務書類は評価時点から数か月後に公表される可能性があります。したがって、評価日時点のファンドの基準価額は公表時点の純資産価格を表すものではない可能性があります。ファンドが投資する投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、ファンドの持分の評価額は、流通市場で取引される投資対象ファンドの持分に基づいたものではありません。投資対象ファンドが投資する投資先企業の業績動向等によってはファンドの評価額が急激に変動する可能性もあります。

買戻しに関連するリスク

投資対象ファンドでは流動性の低い有価証券に投資を行います。投資対象ファンドG Pはこのような流動性の低い有価証券を有利なタイミングや価格で売却できない場合があるため、最終的に既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式持分を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が実現することがあります。これは、主に流動性の制限や類似の要因等に起因する割引効果によるものです。これに限定されません。上記の乖離により基準価額が大きく下落することがあります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式持分を投資対象ファンドG Pが清算する場合、投資対象ファンドの関連する投資対象の市場規模や環境により、このような清算が当該投資対象の市場価格に悪影響を及ぼし、結果として投資対象ファンドG Pが、当初期待されるより不利な価格で投資対象を清算することがあります。これにより基準価額の下落が引き起こされる可能性があります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式持分に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求を提出した受益者は、かかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。

一方で、投資対象ファンドが保有する未公開株式持分に未実現損失がある場合、かかる未実現損失が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば、受益証券の多量の買戻しが請求された場合、当該払戻しが請求された時点においてファンドの投資対象(特にプライベート・エクイティ部分に関するS P V債券)を清算することができない可能性または投資運用会社が当該投資対象の真の価値を反映していないと考える価格でしか清算することができない可能性があり、その結果、受益者へのリターンに悪影響が及ぶおそれがあります。また、ファンドの終了時には、ファンドの投資対象を全て清算し、受益者に対して現金のみを分配することが予定されていますが、これが実現する保証はありません。

受益証券の買戻しは、買戻日にのみ可能であり、また、制限される場合があること

受益証券の買戻しは、各買戻日にのみ可能であり、買戻日に関し設定日に発行された受益証券口数の10%(または管理会社が決定する純資産総額もしくは設定日に発行された受益証券口数に対する割合)を上限とします。したがって、受益者が買戻日に希望する数の受益証券を買戻しできない場合があります。

また、買戻日に買い戻された受益証券の買戻金の決済は、当該買戻日から3か月と8ファンド営業日目の日またはそれより前に受益者に対して支払われます。

流動性提供者の履行を条件とする流動性協定

流動性協定は、流動性提供者によるバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務の完全な履行を条件とします。流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務を完全に履行しない場合を含む一定の状況において、流動性仲介者は、購入契約に基づく義務を履行する義務を負わず、購入契約を終了することができます。流動性仲介者は、結果としてファンド、投資者もしくはその他の者が被った損失または費用について、ファンドまたは当該者に対する責任を負いません。

流動性仲介者が購入契約に基づく義務を履行しない場合および/または購入契約が終了された場合(流動性提供者の債務不履行の結果によるものを含みます。)、投資運用会社は、ファンドの勘定でS P V債券を売却することができない(または買戻請求に応じることが可能な価格でS P V債券を売却することができない)可能性があります。かかる状況において、受益者は買戻手続を通じて受益証券への

投資から金銭を回収することができない(またはかかる回収が遅延する)可能性および受益者が損失を被る可能性があります。

手数料割引を伴う方法に基づくプライス・フロア

購入契約に従い、流動性仲介者がファンドの勘定で投資運用会社からSPV債券を購入することを引き受ける最低価格は、投資対象ファンドが提供する年次監査済財務書類(以下、「投資対象ファンド監査済財務書類」といいます。)および投資対象ファンドが提供する四半期末監査済財務書類(以下、「投資対象ファンド未監査済財務書類」といいます。)(以下、あわせて「投資対象ファンド財務書類」といいます。)に基づきクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかが作成するレポートを参照して決定され、さらにSPV債券に係る一定の手数料を控除して決定されます。

当該最低価格が当該時点におけるSPV債券の公正価値を表章する保証はありませんが、(例えば、SPV債券の流動性市場が欠如していることを理由に)投資運用会社がより高額の値付けを受領していない場合、投資運用会社は当該価格で当該SPV債券を売却します。

さらに、当該購入価格は、流動性仲介者がバック・トゥ・バック購入契約に基づき流動性提供者にSPV債券を売却する価格よりも低くなります。流動性仲介者は、かかる利益について投資運用会社、ファンド、投資者またはその他の者に説明する義務を負いません。

流動性協定の対象となるSPV債券の数の制限

流動性協定は、買戻日またはその前後から一定の量のSPV債券を上限としてのみ利用することができます。

したがって、(例えば、ファンドが大量の受益証券買戻請求を受けた結果、)投資運用会社が関連期間中に当該数を上回る数のSPV債券の売却を希望する場合、流動性協定は、当該超過分に対して適用されません。かかる状況において、投資運用会社は、関連するSPV債券を一般市場に販売する必要が生じる可能性があり、それが実行可能である保証または実行可能であっても当該SPV債券の販売価格の保証はありません。

流動性協定が流動性提供者と交渉されていること

流動性協定は、ファンドと投資運用会社および流動性提供者と流動性仲介者との間で誠実かつ独立当事者間ベースで交渉されています。

したがって、流動性提供者および流動性仲介者のいずれも、ファンド、投資運用会社または受益証券の投資者に対して義務を負っておらず、また、これらの者は、流動性協定が一部またはすべての買戻請求に関して必要な買戻代金をファンドに提供しなかった場合、流動性提供者または流動性仲介者に対していかなる権利、請求権もしくは遡及権も有しません。

流動性の保証がないこと

流動性協定は、その条項に限定され、SPV債券において流動性のある市場が存在するまたは発展することを保証しません。流動性協定が適用されない可能性がある状況(上記を含みます。)は多く存在し、受益証券の投資者は、あらゆる状況において受益証券の買戻手続を支援する流動性協定が機能することに依拠すべきではありません。

したがって、投資者は、受益証券買戻手続を活用することができることに依拠すべきではなく、受益証券をファンドの存続期間中保有することを予定すべきです。

受益証券の買戻しに関するその他の制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下、「投資者通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者通貨(場合によります。)に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および基準価額の投資者通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨相当額が減少します。

評価が実際の純資産総額を反映しない可能性があること

各評価日の純資産総額は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの原資産の評価が四半期、半年または1年に1回しか行われなことがあること、および当該評価がその計算後数か月経過するまで入手できない可能性があること等の様々な理由により、ファンドの投資対象のその時点での実際の価値を反映しない可能性があります。その結果、任意の評価日における純資産総額は、特定の投資対象の非現在価値に基づくことがあります。

ファンドの特定の直接または間接投資について、それが正確な評価であると受託会社、その委託先およびクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかが合理的に考えた価格が後日不正確であると判断された場合、受託会社、その委託先およびクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれも何ら責任を負わないものとします。ファンドの資産の一部に関する独立した価格情報は、入手できない可能性があります。評価に誤りがある場合、基準価額および受益証券1口当たり買戻価格は、過大または過小となる可能性があります。結果として、受益者は、受益証券に対して過大に支払う可能性があり、また、受益証券の買戻しを要求した受益者は、過小に支払われる可能性があります。さらに、ファンドの多数の業務提供者の報酬が純資産総額と紐付けられているため、評価の相違により、かかる業務提供者に対して過大または過小の支払を行うことになる可能性があります。純資産総額の計算に誠実に使用した価格または評価が不正確であることが後に判明した場合、受託会社、管理事務代行会社およびクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれも何ら責任を負いません。管理事務代行会社およびクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかは、あらゆる情報源から提供された価格および評価にさらなる調査を行うことなく依拠し、当該依拠に関してファンドまたは受益者に対して責任を負いません。明らかな誤りがない場合、純資産総額の決定は最終的であり、純資産総額の再計算は行われません。

評価リスク

ファンドに帰属する資産（主にSPV債券であり、したがって投資対象ファンドです。）の価値を算定する際、ファンドの評価は、投資対象ファンド財務書類に基づく未監査および監査済みの投資対象ファンドの評価に専ら依拠します。また、受託会社も、投資対象ファンド財務書類に含まれる様々な報告書を独自に検証または監査することはできません。このような場合であっても、また受託会社がファンド全体の利益のために誠実に行動している限り、ファンドの受益者は、ファンドの当該最終評価について、現在または以前の投資者が反論することはできないことに留意する必要があります。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結される取引および保有される現金または有価証券を照合するのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、不正確な純資産総額の計算につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

価格決定の情報源が限定されていること

ファンドの受託会社およびその委託先としての管理事務代行会社は、ファンドの純資産総額の計算に関連するものを含め、プライベート・エクイティ部分に関するファンドの投資対象の価格決定に関して単一の情報源、すなわち投資対象ファンド財務書類に基づくクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかが作成した報告書に依拠しなければなりません。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに相応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等および税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

重層的な経費

S P V債券および投資対象ファンドを通じて間接的に投資対象に投資するためにファンドが支払う手数料は、ファンドが直接投資する場合に比べて追加の手数料および多額の費用を生じる可能性があります。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券の強制的な買戻しを行うものとすることに同意した場合に発生します。これには、管理会社が、受託会社と協議の上、何らかの理由（最終買戻日より前の投資対象ファンドの早期終了を含みます。）により全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されているとおり、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたはポートフォリオ・グループのものより低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社、投資運用会社または管理会社代行サービス会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

投資方針に係るリスク

現金部分

現金および現金等価物

ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物の価値は、悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しおよび／または現金等価物の現金化をファンドの勘定において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および／またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

プライベート・エクイティ部分

投資対象ファンド

ベンチャーキャピタル投資に内在するリスク

ベンチャーキャピタル投資とは、ベンチャー企業やスタートアップ企業など、高い成長の可能性がある未公開企業に対して投資を行う投資戦略のことを指します。

ベンチャーキャピタル投資を専門とする投資対象ファンドが投資するポートフォリオ企業（以下、「ポートフォリオ企業」といいます。）は、公に取り引されたり、または証券取引所に上場したことがない可能性があります。特に、未公開企業には、上場会社に通常適用されるのと同様の開示や報告義務に服さないことから、未公開企業への投資は上場企業への投資よりもリスクが高くなります。加えて、未公開企業への投資は、評価が難しく、かつ実現することが難しいまたは不可能な場合があります。

開示について、投資を行う際に投資対象ファンドG Pが依拠するデューデリジェンス情報は、入手が困難で、その範囲が限定され、または不正確である可能性があります。正式な事業計画、財務予測および市場分析が入手できない場合があります。会社の公開情報は、入手や検証が困難な場合があります。また、投資運用会社は、特定の情報を取得することに費用がかかりすぎると判断する場合があります。

一般的に、未公開企業はしばしば高い成長機会を提供する一方で、大企業への投資に通常関連するリスクよりも大きいリスクを伴う場合があります。未公開企業はより限られた商品ライン、市場、財源しかなく、より少数の経営陣に依拠している場合があります。結果として、当該企業は、一般的な経済動向や市況および技術についての特定の変化に対してより脆弱である可能性があります。加えて、将来の成長性は未上場企業の株式の新規発行か借入れを通じた追加的な資金調達ができるかどうかにか左右される可能性があり、必要な時に、借入れができない、または受け入れ可能な条件で借入れできない場合が

あります。これらの要因は、企業がネガティブな経済的、政治的動向に迅速に反応することを難しくする可能性もあります。

結果として未公開株式は、事業上および財務上の高いリスクを伴う可能性があり、多額の損失を生じる可能性があります。これらの株式は上場株式よりも流動性が低い可能性があり、投資対象ファンドがこれらのポジションを清算するのに、上場株式の場合よりも長い時間を要する可能性があります。これらの有価証券は、相対取引で転売されることがありますが、当該売却により実現した価格は、投資対象ファンドが当初支払った価格よりも低くなる可能性があります。さらに、株式が公開されていない会社は、株式が公開されている会社に適用される開示およびその他の投資家保護要件の対象とならない場合があります。株式が公開されていない会社の多くは、上場会社と比較して財務または経営基盤が脆弱である可能性があり、一般的に、上場会社と比較して信用リスクが高くなっています。

一般に、ポートフォリオ企業が直面する財務リスクおよび経営リスクは重大なものとなります。目標とするリターンは、あらゆる投資状況において認識されるリスクレベルを反映すべきですが、投資対象ファンドが引き受けたリスクに対して十分な見返りが得られるという保証はありません。受益者の投資全額が失われる可能性があります。さらに、そのような企業が対象とする市場は競争が激しく、多くの場合、より多くのリソースを利用することができるより大きな企業が競争相手となります。利益実現のタイミングは極めて不確実です。損失は投資対象ファンドの投資期間の初期に発生する可能性が高い一方、成功には多くの場合、長い成熟期間が必要となります。

初期・成長段階の企業では、製品開発、製造、マーケティング、資金調達および経営全般に予期せぬ問題が発生することが多く、適切に解決することができない場合もあります。さらに、そのような企業は多額の資金を必要とする場合がありますが、機関投資家向け私募または公開市場を通じては得られない可能性があります。生き残り、成功する企業の割合は低い可能性があります。

拡大期または収益期にあるより成熟した企業への投資は、大きなリスクを伴います。このような企業は通常、急速な拡大、事業再編、他の事業の買収または新製品および新市場の開拓のために、負債および/または株式の形で資本を調達しています。これらの活動は、本質的に会社の大きな変化を伴い、販売、製造およびこれらの活動の全般的な管理に重大な問題を生じる可能性があります。

新たな開発・技術に依存する企業への投資

投資対象ファンドは、テクノロジーおよびテクノロジー関連企業へのベンチャー・キャピタル投資に重点を置いて投資する予定です。ファンドへの投資は、幅広く有価証券に投資するパートナーシップへの投資と比較して、より大きなリスクにさらされる可能性があります。これらの企業が直面する具体的なリスクには次のものがあります。

- ・急速に変化する科学、技術および消費者嗜好
- ・既存の製品または技術を急速に陳腐化しうる新しい競合製品および既存製品の改良
- ・一定の場合に政府の厳しい規制にさらされ、これにより政府の政策変更の影響を受けやすくなり、規制当局の承認を取得できないまたは承認の取得に予期せぬ遅延が発生する可能性があること
- ・適切な訓練を受けた経営、技術、科学、研究およびマーケティングの担当者不足
- ・特許および知的財産権に関連する訴訟の可能性
- ・(一般的にリスクが高いと認識されている)技術関連投資に関する投資家の心理および選好の急速な変化

利益の保証はないこと

投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドへの投資額と同額の分配を得られるとの保証はありません。また、利益の実現があるとしても、その時期は極めて不確実です。投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドの初期費用が投資対象ファンドの初期損失につながることを想定しています。投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資活動に収益性があるか否かにかかわらず、年間運用報酬および継続的な業務に関連する種々の手数料および経費を支払うことになります。これらの報酬や経費により、投資対象ファンドの投資活動が利益を出すためには、これらの経費を上回る十分な収益を生み出すことが必要となります。ファンドへの投資は、投資全額の損失を許容できる者のみが検討すべきです。

米国外の投資

投資対象ファンドの投資対象は、米国および日本に所在するポートフォリオ企業で構成されることが想定されていますが、投資対象ファンドは、米国および日本外に所在するポートフォリオ企業に対して複数の投資を行う可能性があります。米ドル建て以外の有価証券に投資する場合、投資対象ファンドは、() 為替レートの変動リスク、() 米国証券市場と外国証券市場との相違(一部の外国証券市場における潜在的な価格変動および相対的な流動性、会計、監査および財務報告に関する統一基準の欠如、発行体、実務および開示要件に関する限定的な情報、ならびにより緩やかな政府の監督および規制を含みます。)に関連するリスク、() 一定の経済・政治リスク(潜在的な為替管理規制、外国投資

および資本の本国送還に対する制限、収用・没収課税を含みます。)ならびに()外国証券に関して認識された所得および収益に対する外国税の賦課の可能性に関するリスクを負うことになります。

第三者の運用への依拠

投資対象ファンドのパフォーマンスは監視されますが、ファンドは、投資対象ファンドのレベルにおける運用チームの技能および専門性にのみ依拠することになります。当該運用チームが投資対象ファンドと提携し続ける保証はなく、また提携し続ける場合でも、運営に成功し続ける保証はありません。

投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドに投入された資金の投資および最終的な利益の実現に関して、単独の裁量を有します。S P V発行体、したがってファンドは、投資対象ファンドに提供されるポートフォリオ企業の詳細な財務情報を受け取ることはありません。したがって、S P V発行体、ファンドならびにそれらの代理人およびサービス提供者は、投資対象ファンドG Pが投資先を選択する際に利用する経済、財務、その他の関連情報を評価する機会を持ちません。そのため、投資対象ファンドの資金プールは資金のブラインド・プールであると言えます。投資者、すなわちS P V発行体、したがってファンドは、投資対象ファンドG Pが投資対象ファンドの投資目的および投資方針に沿って投資対象を特定し、組成しおよび実行することならびに投資対象ファンドL P Aにより企図されるように投資対象ファンドの事業を遂行することに依存することになります。投資対象ファンドのマネージング・ダイレクター(以下、「マネージング・ダイレクター」といいます。)の喪失は、投資対象ファンドの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。マネージング・ダイレクターが存続期間中、投資対象ファンドに継続して関与する保証はありません。投資対象ファンドが行うと予想される種類の投資についてマネージング・ダイレクターに経験があるとしても、そのような経験は、必然的に異なる市況および開発の最先端にある異なる技術の下で得られたものです。マネージング・ダイレクターおよび/または投資対象ファンドG Pが、過去のレベルの成功を再現できるとの保証はありません。

ポートフォリオ企業の運用への依拠

投資対象ファンドG Pは、各ポートフォリオ企業の取締役会への参加を求めることができますが、投資対象ファンドは、その投資先の企業の日々の経営において積極的な役割を担うことはありません。ポートフォリオ企業の経営幹部の業績が芳しくない場合または主要な管理職の雇用が終了した場合、投資対象ファンドによる当該会社への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

投資対象ファンドの資産のモニタリングおよび評価に必要な情報の不足

投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドの一定の投資をモニタリングし、十分な情報に基づいた評価および価格決定を行うために、十分な情報を入手しようと努力していますが、一定の時期に投資対象ファンドG Pが入手できる情報は限られており、場合によっては、公に入手可能な情報以外の情報を入手できないことがあります。投資対象ファンドG Pは、その一部の投資先に関して発生した重大な不利益変更について適時に気付かない可能性があります。これらの事象により、投資対象ファンドの価額に著しい悪影響が生じる可能性があります。さらに、投資対象ファンドG Pは、十分な関連情報がない状態で評価の決定を行わなければなりません。ファンドの受益者は、これらの困難やその他の不確実性の結果、投資対象ファンドG Pによる評価が投資対象ファンドにより取得された有価証券の公正市場価値を表さない可能性があることを認識する必要があります。

予測

投資対象ファンドが投資する会社の業績予測は、通常、主に各投資先会社の経営陣が作成した財務予測に基づいています。いかなる場合においても、予測は、該当する投資先会社から受領した情報およびかかる予測が作成された時点での前提に基づいた将来の業績の推定値にすぎません。予測に記載されている業績が達成されるという保証はなく、実際の業績は予測と大きく異なる可能性があります。また、予測ができない一般的な経済要因は、予測の信頼性に重大な影響を与える可能性があります。

競合市場

ベンチャーキャピタル投資の市場は、ますます競争が激しくなっています。金融仲介機関の参加が増加し、多額の資金が未公開セクターへの投資に充てられ、投資機会をめぐる競争は高い水準にあります。投資対象ファンドの潜在的な競合相手の中には、投資対象ファンドG Pよりも豊富な財務的、人的資源を有しているものもあります。投資対象ファンドG Pが十分な数の魅力的な投資機会を見つけることができる保証はありません。投資対象ファンドが投資をめぐる競争に直面する限り、投資者へのリターンは変化する可能性があります。

魅力的な投資候補の有無

投資対象ファンドの最終的な成功は、魅力的な投資候補を見つけることができるかどうかにかかっています。投資期間内に全てのキャピタル・コミットメントを引き出すことができるだけの十分な数の魅力的な候補が見つかるという保証はありません。

経済状況の変化

いかなる投資活動の成功も、一般的な経済状況によってある程度決定され、投資対象ファンドG Pの投資戦略は、米国および世界経済の外部経済状況の変化により重大な影響を受ける可能性があります。投資対象ファンドがその目的を達成するために依存する可能性のある外部の信用市場、株式市場およびその他の経済システムの利用可能性の有無または障害は、投資対象ファンドの運営および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。世界経済の成長の安定性と持続可能性は、テロや戦争行為の影響を受ける可能性があります。このような市場や経済システムが利用可能である、または投資対象ファンドが成功裏に運営されるために期待もしくは必要とされるような利用が可能であるという保証はありません。経済状況の変化は、投資対象ファンドのポートフォリオ企業の評価に悪影響を及ぼす可能性があります、ひいてはファンドにも悪影響を及ぼす可能性があります。

少数株主投資

投資対象ファンドの投資は、通常、非公開企業の少数株主持分となります。さらに、投資対象ファンドは、投資からのイグジットする過程において、ポートフォリオの持分が公開された場合に少数株主持分を保有する可能性が高いです。一般的な少数株主持分の場合と同様に、投資対象ファンドが保有する可能性のある少数株主持分は、主要株主持分の支配特性も、主要株主持分または支配株主持分に付与される評価プレミアムも有しません。また、投資対象ファンドは、取締役を任命する権利やその他重要な影響力を行使する権利を有しない会社に投資することもあります。このような場合、投資対象ファンドは、当該会社の既存の経営陣および取締役に依存することになりますが、その中には、投資対象ファンドが関連していない他の金融投資家の代表者が含まれることがあり、その利益が投資対象ファンドの利益と相反する可能性があります。

投資に対する追加資本の保証がないこと

投資対象ファンドが企業に対して資金提供を行った後、製品の継続的な開発およびマーケティングを行うために、追加的な資金提供が求められる場合があります。投資対象ファンドは、通常、いくつかの投資段階を経て資金調達される、多額の資金需要がある企業に投資することを想定しています。そのような追加的な資金調達が可能であるとの保証はなく、また、そのような資金調達が可能となる条件に関する保証もありません。その他に、投資対象ファンドは、直接またはポートフォリオ企業を通じて、開発済みまたは未開発の技術を既存企業に売却することを選択する場合があります。当該技術の買い手が見つかるとの保証または当該販売の条件が有利になるとの保証はありません。

分配金の返還

投資対象ファンドがその義務を履行することができない場合、投資対象ファンドのリミテッド・パートナー（SPV発行体を含みます。）は、それらの者が過去に受領した投資対象ファンド分配金を、投資対象ファンドに返済するか、または債権者に支払うことを要求される可能性があります。SPV発行体は、SPV発行体に対して生じる可能性のある一定の支払義務を履行するために留保金額を維持します。留保金額に関する詳細は、上記「2 投資方針（1）投資方針」の項の「プライベート・エクイティ部分に関する情報—SPV債券」をご参照下さい。

補償

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの業務に関連して生じた債務について、投資対象ファンドG P、管理会社ならびにそれらのメンバー、マネージング・ダイレクターおよび関連会社に対して補償することを要求されます。当該債務は重大で、SPV発行体、したがってファンドへのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの資産が不十分である場合、投資対象ファンドG Pは投資対象ファンド分配金の返還を要求することがあります。留保金額に関する詳細は、上記「2 投資方針（1）投資方針」の項の「プライベート・エクイティ部分に関する情報—SPV債券」をご参照下さい。

将来および過去の実績

過去のファンドまたはマネージング・ダイレクターに関連する個人投資の実績は、投資対象ファンドの将来の実績を必ずしも示すものではありません。投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドが負担するリスクに見合ったリターンを見込める投資を行うことを意図していますが、目標とする成果が達成される保証はありません。いかなる投資においても元本欠損の可能性があります。

ブリッジ・ファイナンス

投資対象ファンドは、ポートフォリオ企業に対し、将来の株式または長期債券の発行を見越して、短期間、無担保で貸付を行うことがあります。このようなブリッジ・ローンは、通常、より永続的で長期的な証券に転換可能ですが、投資対象ファンドが常にコントロールできるとは限らない理由により、当該長期証券が発行されず、当該ブリッジ・ローンが残存する可能性があります。この場合、当該ローンの金利は、投資対象ファンドが取った無担保ポジションに係るリスクを十分に反映しない可能性があります。

レバレッジ

レバレッジの効いた資本構成を有するポートフォリオ企業への投資が行われる場合、またはポートフォリオ企業が、定期的な支払いを必要とする借入れやその他の金融取引を行う場合には、当該投資は、金利の大幅な上昇、深刻な経済不況または当該企業もしくはその業界の状況の悪化といった不利な経済要因の影響をより大きく受けることになります。当該企業が、債務の元利支払いを履行するのに十分なキャッシュフローを生み出すことができない場合、投資対象ファンドによる当該企業への株式投資の価値は著しく低下し、あるいは消滅する可能性もあります。

投資からイグジットする能力に対する制限

投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドが投資からイグジットする方法として、主に（ ）プライベート・セール（ポートフォリオ企業の買収を含みます。）ならびに（ ）新規株式公開および売出しの2つの方法を想定しています。特定の時点において、これらの方法のいずれかもしくは両方が投資対象ファンドに開かれていない可能性があり、またはこれらのイグジットメカニズムに関するタイミングが適切でない可能性があります。そのため、保有ポートフォリオからイグジットし、清算する能力は、特定の時点で制限を受ける可能性があります。

潜在的負債

投資対象ファンドは、その投資に関連して、投資対象ファンドGPの代表者をポートフォリオ企業の取締役会のメンバーとして選任する権利について交渉することがあります。企業の取締役会メンバーになると、投資対象ファンドまたは個々の取締役が訴訟の被告として指名される可能性があります。また、投資対象ファンドは、過去の資金調達における評価額よりも低い評価額でポートフォリオ企業の資金調達に参加する可能性があります。このような低い評価額での資金調達から生じる紛争により、投資対象ファンド、投資対象ファンドGPまたはそのメンバーが被告として指名される可能性があります。通常、ポートフォリオ企業は、取締役および役員を保護するための保険に加入していますが、この保険が不十分な場合があります。また、投資対象ファンドは、これらの訴訟から生じる負債を含め、投資対象ファンドの運営に関連して生じた負債について、投資対象ファンドGPおよびその経営陣に補償を行います。当該補償義務およびその他の責任は多額になる可能性があります。

投資対象売却時の偶発債務

ポートフォリオ企業に対する投資の売却に関連して、投資対象ファンドは、当該企業の事業および財務状況について、事業売却に関連して行われるものに特有の表明を求められる場合があります。投資対象ファンドは、当該表明が不正確である場合には、当該投資の購入者に対する補償を要求される可能性があります。これらの取決めにより、偶発債務が発生する可能性があり、投資対象ファンドGPはそのために引当金およびエスクローを設定する場合があります。このような場合、当該引当金が不要になるまで、またはエスクローの期間が終了するまで、投資対象ファンドからの分配が遅延または保留される可能性があります。投資対象ファンドのパートナーは、上記に関する投資対象ファンドの義務を履行するために、過去に行われた分配金の返還を求められる可能性があります。

引当金

業界の慣習として、投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドによるポートフォリオ企業への追加投資、運営費（投資対象ファンドの運用報酬を含みます。）、投資対象ファンドの負債およびその他の事項に対して引当金を設定することがあります。当該引当金の適切な金額を見積もることは、特にポートフォリオ企業の成功と資金需要に直接的に関連する追加投資機会については、困難です。不十分または過剰な引当金は、ファンドの投資リターンを損なう可能性があります。引当金が不十分な場合には、投資対象ファンドは、魅力的な追加投資もしくはその他の投資機会を活用することができず、または「ペイ・トゥ・プレイ」もしくは類似の規定に関連する希薄化条項もしくはその他の懲罰的条項から既存の投資を保護することができない可能性があります。引当金が過剰な場合には、投資対象ファンドは、魅力的な投資機会を断ったり、短期金融市場または類似の低利回り口座に不必要な額の資本を保有する可能性があります。

流動性および公開市場がないこと

投資対象ファンドの投資対象は、一般的に非公開で流動性の低いものとなります。そのため、投資対象ファンドが保有する有価証券の公開市場はなく、投資対象ファンドが保有する投資対象のいずれについても、特定の時点で容易に利用可能な流動性のメカニズムは存在しません。さらに、投資対象ファンドGPがその単独の裁量で、投資対象ファンドの投資対象を売却し、その後その収益をパートナーに分配することを選択するまでは、投資対象からの価値の実現は不可能であり、確実なものではありません。

市場の不存在、持分の非流動性

投資対象ファンドへの投資は非流動的であり、高いリスクを伴います。持分について公開市場は存在せず、公開市場が形成されることは期待されていません。したがって、投資者は、投資対象ファンドの存続期間中、その投資の経済的リスクを負担することになります。

投資者の持分の譲渡に対する一定の制限

投資対象ファンドにおけるSPV発行体のリミテッド・パートナーシップ持分の譲渡可能性は、投資対象ファンドLP Aならびに米国の連邦および州の証券法によって制限されます。一般に、投資者は、投資対象ファンドGPの利益のために一定の表明および/またはコベナントを行わなければその持分を第三者に売却または譲渡することはできません。

限定的なポートフォリオの分散

ベンチャーキャピタルに典型的であるように、投資対象ファンドの保有ポートフォリオは広範に分散されることはありません。また、投資対象ファンドGPが投資対象ファンドに対して十分なキャピタル・コミットメントを行うことができない場合、投資対象ファンドの保有ポートフォリオの分散はさらに限定されます。経済の低迷や1つの企業の業績が悪化した場合、投資対象ファンドがファンドおよびSPV発行体に提供するリターン総額に影響を及ぼす可能性があります。

法的リスクおよび規制上のリスク

投資対象ファンドは、米国の1940年投資会社法（その後の改正を含みます。）（以下、「投資会社法」といいます。）第3条(c)(1)および/または第3条(c)(7)に規定される免除に基づき、同法における「投資会社」として登録されておらず、登録される予定もありません。当該免除が今後も投資対象ファンドに適用される保証はありません。投資会社法は、投資者に一定の保護を与え、登録投資会社に一定の制限を課していますが、投資対象ファンドが投資会社法に基づき投資会社として登録の対象とならない場合は、そのいずれも投資対象ファンドには適用されません。投資対象ファンドが投資会社法に基づく登録の対象となった場合、投資会社法の遵守による負担のため、投資対象ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスは重大な悪影響を受け、ポートフォリオ企業への融資に伴うリスクは大幅に増加する可能性があります。投資対象ファンドおよびその顧問弁護士は、一定の条件下において、または状況の変化もしくは法律の変更があった場合に、投資対象ファンドが投資会社法またはその他の負担の大きい規制の対象とならないことを投資家に対して保証することはできません。さらに、投資対象ファンドGP、投資対象ファンドの運用会社（以下、「運用会社」といいます。）またはそれぞれの関連会社のいずれも、米国の1940年投資顧問法（その後の改正を含みます。）（以下、「投資顧問法」といいます。）における「投資顧問」として登録されていません。ドッド＝フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」といいます。）に基づき証券取引委員会（以下、「SEC」といいます。）が公布した規則により、将来のある時点で投資対象ファンドGP（またはその関連会社）は、投資顧問法に基づく登録を要求される可能性があります。その場合、投資対象ファンドGP（またはその関連会社）は、ドッド・フランク法に関連する追加の規制および遵守要件の対象となります。かかる追加要件または異なる要件は、当該当事者にとって費用および/または負担がかかる可能性があり、投資対象ファンドの運営に制限および制約が課される結果ならびに/または投資対象ファンドの運営に関する情報を規制当局に開示する結果となる可能性があります。さらに、投資対象ファンドは、リミテッド・パートナーに対する持分の募集について、米国の1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下、「米国証券法」といいます。）またはその他の国もしくは法域の証券法に基づき登録することを予定していません。その結果、ファンドおよびSPV発行体は、投資対象ファンドへの投資に関して、米国証券法および当該法律の保護を受けることはできません。

書面によるサイド・アグリーメント

投資対象ファンド、投資対象ファンドGPおよび運用会社は、業界の一般的慣行に従い、SPV発行体を含むパートナーの承認を得ることなく、投資対象ファンドLP A、当該パートナーの申込契約またはその他の関連契約の条項に基づく権利を設定するまたはこれらの条項を変更もしくは補足するサイド・レターまたは類似の書面による契約を投資対象ファンドのパートナーと締結する権限（異なるもしくはより有利な権利、投資対象ファンドの投資に関する情報へのアクセス、または投資対象ファンドへの投資に関するその他の事項を規定するものを含みますが、これらに限定されません。）を有します。その他のパートナー（SPV発行体を含みます。）が当該サイド・アグリーメントの利益を受けることを選択する能力は制限されます。

CFIUSによる審査

近年の法律により、投資対象ファンドが投資を保有する可能性のある一定の米国企業に対する外国人による一定の投資について、対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」といいます。）による規制審査の範囲が拡大されました。当該法律は、ポートフォリオ企業が外国人から資本調達をすることまたはポートフォリオ企業が外国人により取得されることをより困難にする可能性があり、当該取引の負担お

よび複雑性を増大させる可能性があり、これらすべてが一定のポートフォリオ企業の価値、発展および/または見通しに影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドG Pのメンバー、投資対象ファンドの諮問委員会のメンバー、投資対象ファンドに重大な利害関係を有するリミテッド・パートナーを含む、投資対象ファンドに対して影響力を行使することができる者の構成に応じて、投資対象ファンドは、当該法律の下では外国人とみなされる可能性があります。投資対象ファンドが外国人とみなされる場合、投資対象ファンドが一定の投資から除外されたり、投資対象ファンドが十分なデュー・デリジェンス資料を取得できなかったり、投資対象ファンドがC F I U Sの審査対象企業の取締役会に参加できなくなったりする可能性があります。

出資の不履行

投資対象ファンドの他のリミテッド・パートナーが、投資対象ファンドに対するキャピタル・コミットメントの分割払いを期日までに行わず、かつ、不履行のないリミテッド・パートナーによる出資および投資対象ファンドによる借入れが不履行となった出資額を補填するのに不十分である場合、投資対象ファンドは、その債務を期日までに支払うことができない可能性があります。その結果、投資対象ファンドは、投資家へのリターンに重大な悪影響を及ぼし得る重大な罰則を科される可能性があります。投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが債務不履行に陥った場合、当該リミテッド・パートナーは、投資対象ファンドL P Aに規定される様々な救済を受ける可能性があります。

支配権の欠如

投資対象ファンドL P Aにおいて合意された一定の投資制限の実施を条件として、投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドのポートフォリオを管理する完全な裁量を有します。S P V発行体、受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドが行った投資の運用、処分その他の現金化に関する決定または投資対象ファンドの事業および業務に関するその他の決定を行いません。

法律、規制および行政上の慣行の変更

投資対象ファンド、その投資、投資機会へのアクセス、リミテッド・パートナー、投資対象ファンドG Pおよび/または運用会社に悪影響を及ぼす可能性のある法律、税金および規制法、規則または行政上の慣行の変更が投資対象ファンドの存続期間中に発生する可能性があります。例えば、投資対象ファンドは、多くの異なる業界への投資を予定しており、その一部は、一または複数の米国連邦機関ならびに州、地方および郡の様々な機関または投資対象ファンドもしくはポートフォリオ企業が事業を行うその他の国および法域の機関による規制の対象となっている、または対象となる可能性があります。新規および既存の規則、規制要件の変更ならびに規制遵守の負担はすべて、これらの業界で事業を行うポートフォリオ企業のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドG Pおよび運用会社のいずれも、これらの業界を規律する新たな法律または規則が立法機関または政府機関により制定されるか否かを予測することはできず、また、かかる法律または規則がどのような影響を及ぼすかを予測することもできません。投資対象ファンドが投資を行う国において公布される新たな法律または規則(既存の法律および規則の変更を含みます。)が、投資対象ファンド、そのポートフォリオ投資または投資対象ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼさない保証はありません。

税金

投資者は、投資対象ファンドへの投資がS P V発行体(および最終的にはファンド受益者)に及ぼす税務上の影響は複雑であることを認識すべきです。投資対象ファンドは、税法の理解が困難であり、異なる解釈があり、一貫性なく施行されている国のポートフォリオ企業に投資する場合があります。投資対象ファンドが投資を行うポートフォリオ企業は、予想を大幅に上回る納税義務を負う可能性があり、これは、その財政状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特定の法域における課税

投資対象ファンドまたはそのリミテッド・パートナーは、ポートフォリオ投資が行われる法域において、所得税またはその他の税金を課される可能性があります。さらに、当該法域におけるポートフォリオ投資からの投資対象ファンドの収益に対して源泉徴収税または支店税が課される可能性があります。

源泉徴収税およびその他の税金

投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドの投資目的を達成することを意図した方法で投資対象ファンドの投資を構成することを意図しており、本書にこれと異なる規定がある場合でも、投資対象の構成が特定の投資者にとって税務上効率的である、または特定の税務上の成果が達成される保証はありません。さらに、投資者が納税義務を負う法域または投資対象ファンドがポートフォリオ投資を行う法域の法律に基づき、税務申告義務が投資者に課される可能性があります。潜在的投資者は、自らが納税義務を負う法域の法律に基づき、投資対象ファンドへの投資の税務上の影響について、自らの専門アドバイザーに相談すべきです。さらに、投資対象ファンドの投資対象に係るリターンは、投資対象ファンドのポートフォリオ企業が組織されている法域において課される源泉徴収税その他の税金によって減額

される可能性があります。投資対象ファンドおよび/またはSPV発行体が当該源泉徴収税の全額もしくは一部の還付または控除を請求できる、または当該源泉徴収税に関して二重課税防止条約(該当する場合)に基づく利益を受けることができる保証はありません。さらに、投資対象ファンドは、納税申告書またはその他の文書を提出しなければならない場合があります、また、当該還付、控除または条約上の利益を得るために、一定の証明を提出しなければならない場合があります。

監査

内国歳入庁は、投資対象ファンドの情報を監査する可能性があり、その結果、投資対象ファンドの税務申告に対する修正が生じる可能性があります。当該修正により、投資対象ファンドが追加の税金、利息および罰金ならびに追加の会計費用および弁護士費用を支払うこととなる可能性があります。

限定的な運用歴

投資対象ファンドは最近設立された事業体であり、運用歴が限られています。投資対象ファンドの投資プログラムは、投資対象ファンドGPによる投資の見通しの評価が正確である保証がないこと、または投資対象ファンドがその投資目的を達成する保証がないことを前提に評価されるべきです。投資対象ファンドGPのマネージング・ダイレクターの過去の成績は、必ずしも将来の成績を示すものではありません。

多様な投資家

投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドへの投資に関して、相反する投資、税金およびその他の利益を有する可能性があります。個々のリミテッド・パートナーの相反する利益は、とりわけ、投資対象ファンドが行う投資の性質、投資対象の組成または取得、および投資対象の処分の時期に関係し、またはこれらから生じる可能性があります。その結果、投資対象ファンドGPが行う投資の性質や組成に関する決定に関連して、特に投資者の個人的な税務上の状況に関して、一部のリミテッド・パートナーにとって他のリミテッド・パートナーよりも有利な可能性のある利益相反が生じる可能性があります。投資対象ファンドに適した投資の選択および組成を行う際、投資対象ファンドGPは、個々のリミテッド・パートナーの投資、税務上その他の目的ではなく、投資対象ファンドおよびリミテッド・パートナー全体の投資および税務上の目的を考慮します。

希薄化のリスク

将来のクロージングにおいて持分を申し込む投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドの既存の投資に参加し、既存のリミテッド・パートナーの持分を希薄化させます。当該リミテッド・パートナーは投資対象ファンドにより以前引き出された過去の出資金の比例按分額を拠出しますが、SPV発行体を含むかかる追加のリミテッド・パートナーが当該持分を申し込む時点における投資対象ファンドの既存の投資対象の公正価値を当該支払が反映する保証はありません。

外国為替リスク

投資対象ファンドへの拠出金および投資対象ファンドからの分配金は、米ドル建てとします。投資対象は、米ドル、ユーロ、ポンドまたは投資対象ファンドGPが得策とみなす場合はその他の通貨建てとすることができます。その結果、米ドルで計算される投資対象ファンドの投資損益は、投資自体の成功のみならず、為替レートの変動および為替管理規制の影響を受けます。さらに、投資対象ファンドは、様々な通貨間の転換に関連して費用を負担する可能性があります。投資対象ファンドは、現時点では、「ヘッジ」その他の方法による通貨リスクの低減を目指す予定はありません。

秘密情報

投資対象ファンドLPAには、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドのポートフォリオ企業に関する独自のまたはその他の情報の保護を意図した秘密保持に関する規定が含まれます。当該情報が公表される場合、投資対象ファンドの競合会社および/またはそのポートフォリオ企業の競合会社等は、当該情報から利益を得る可能性があり、これにより投資対象ファンド、そのポートフォリオ企業、投資対象ファンドGPならびにSPV発行体およびファンドの経済的利益に悪影響が及ぶ場合があります。

投資対象ファンドに対するファンドの間接持分の終了

ファンドがSPV債券への投資を通じて投資対象ファンドによるキャピタル・コールを充足しなかった場合または投資対象ファンドGPがファンドによる投資対象ファンドへの間接的な参加の継続が投資対象ファンドまたはその資産に重大な悪影響を及ぼすと判断した場合、投資対象ファンドGPは、とりわけ、投資対象ファンドに対するファンドの間接持分を終了するまたは減じることがあります。かかるリスクが発生する可能性は、ファンドがSPV債券を通じて投資対象ファンドによるキャピタル・コールを充足しない場合に高まります。

デジタル資産

投資対象ファンドGPは、リミテッド・パートナーシップ委員会(SPV発行体は参加していません。)の承認を得て、デジタル資産への投資の一環として、分散型アプリケーション・トークン、プロトコル・トークン、ブロックチェーン・ベース資産、その他のクリプトファイナンスならびにデジタル

資産および商品等のデジタル資産に直接投資することができます。かかるデジタル資産は、とりわけ、規制、監督、市場コントロールおよび/または流動性が市場に欠如しているため、リスクが高い傾向があります。

S P V債券

S P V発行体

S P V発行体は、発行済みの株式資本が25,000ユーロである特別目的ピークルです。不測の費用または債務が発生した場合、S P V発行体はこれを充足することができないことがあり、S P V債券の債務不履行事由となります。

リミテッド・リコースおよび申立制限

S P V債券は、S P V発行体のリミテッド・リコース債務であり、S P V発行体がS P V債券に関して保有する資産の手取金のみから支払われます。当該資産は、投資対象ファンドに対する権利および権益ならびにS P V発行体が随時保有する現金(S P V債券の発行手取金(投資対象ファンドに関するキャピタル・コールを充足するために充当される前)および(S P V発行体が留保額請求を充足するために保有しなければならない留保金額を控除し、S P V発行体の最終償還の時点で当該留保額請求が充足されておらず、未払いである場合の)投資対象ファンドに関して受領する分配金(S P V債券に基づく支払前)から構成されます。)(かかる資産を以下、「S P V債券資産」といいます。)から構成されます。S P V債券は、クレディ・スイス・インターナショナル、投資運用会社、受託会社、S P V発行体および/またはS P V債券のアレンジャー、ディーラー、代理人もしくは受託者またはこれらの関連会社(それぞれを以下、「構成事業体」といいます。)の債務ではありません。いずれの構成事業体も、S P V債券に基づく支払いを行う義務を負いません。S P V債券資産に関して受領した金額がS P V債券に基づく支払いを行うのに不足する場合、S P V債券の保有者(以下、「S P V社債権者」といいます。)としてのファンドは、S P V発行体のその他の資産を入手することができません。

S P V発行体は、他のシリーズの社債を発行せず、また他のシリーズの社債に関して契約を締結しないことを約束しています。ただし、当該シリーズまたは当該契約(該当する場合)に基づくS P V発行体の債務が、S P V債券資産の一部を構成しないS P V発行体の資産を担保とする場合はこの限りではありません。S P V発行体が発行するその他のシリーズの社債の条項は、当該シリーズに関する受託者、アレンジャー、ディーラー、代理人、社債権者、カウンターパーティーまたはその他の関連当事者のいずれも、S P V発行体の清算またはS P V発行体の審査官の任命について申立を行うまたはその他の措置を講じることはできないと規定しています(または規定する予定です。)。リコースがこのように限定されないシリーズの社債に関して債権者が存在する場合、S P V社債権者は、他のシリーズの勘定で負担したリスクにさらされる可能性があります。

S P V債券のパフォーマンスおよび投資対象ファンドへのエクスポージャー

S P V債券は、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび信用リスクに連動する投資を表章しており、S P V債券に基づき支払うべき額または受領するその他の利益は、S P V債券資産、具体的には投資対象ファンドのパフォーマンスに依存することに留意しなければなりません。

したがって、投資対象ファンドおよび/もしくは投資対象ファンドに関する関連当事者について債務不履行もしくは支払不能が発生した場合、ならびに/または投資対象ファンドについてマイナスのパフォーマンスが発生した場合、S P V債券の保有者としてのファンドは、S P V債券に対する投資に関して多額の、また場合によっては全額の損失を被る可能性があります。

投資対象ファンドに関するリスクの詳細については、上記「投資対象ファンド」の項をご参照下さい。

エスクロー口座への発行手取金の送金

S P V債券の発行手取金のうち、S P V債券の発行に関連する費用および経費ならびにS P V発行体による投資対象ファンドへの投資に係るアドミッション・チャージ(別途開示されます。)の支払に使用されなかった部分は、投資対象ファンドがエスクロー銀行に維持するエスクロー口座への送金が必要となる可能性があることに留意する必要があります。

このため、S P V発行体が当該資金をエスクロー口座に送金する必要がある場合、S P V発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとなった後は、発行手取金を構成する現金を入手できない見込みです。その結果、かかる状況において、S P V発行体、したがってS P V債券の保有者は、(a)エスクロー銀行(シリコン・バレー・バンクの予定)およびそこに預託された金額の信用リスク(同銀行が破綻した場合、そのように預託された金額はすべて失われる可能性があります。)、(b)当該エスクロー口座の運営に関連する、エスクロー銀行、投資対象ファンド、投資対象ファンドの管理事務代行者および/またはそれらの者のために行為していると主張する者の行為、不作為、詐欺、過失、故意の不履行または同様の行為の結果として損失を被るリスク(投資が完全に損失する可能性)、ならびに(c)投資対

象ファンドLPAで企図されているように、当該エスクロー口座に預託されたSPV発行体のキャピタル・コミットメントを表す当該現金を充てることによる、投資対象ファンドのまたは投資対象ファンドのために行われる投資の結果、損失を被るリスク(投資が完全に損失する可能性)を負うこととなります。

SPV債券に基づく支払

SPV発行体がSPV債券に基づく支払を行う能力は、SPV発行体がSPV債券資産に関する金額を受領することに依拠しています。

SPV債券の満期予定日に関する償還金支払予定日、およびSPV債券に関する利息(もしあれば)またはその他の分配金の支払予定日は、投資対象ファンドに基づき決定され、投資対象ファンドおよび/または投資対象ファンドに関する分配金に関して混乱および/または調整を生じさせる一定の事由(これには、SPV発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての義務を履行できないこと、投資対象ファンドGP、投資対象ファンドのその他のリミテッド・パートナーおよび/もしくは投資対象ファンドに関するその他の者による不履行、ならびに/または投資対象ファンドのパフォーマンスの結果による場合を含みますが、これらに限定されません。)の発生により、遅延、延期、調整および/または取消が生じる場合があります。したがって、SPV債券に基づく金額は、当該予定日より大幅に遅れて支払われるか、全く支払われない可能性があり、ならびに/または減額および/もしくはその他の調整の対象となる可能性があります。

投資対象ファンドに基づき受領される分配に関連してSPV債券に基づき支払われるべき支払額は、投資対象ファンドに基づきSPV発行体に対して生じる可能性のある留保額請求を充足するための留保金額の創出および維持のために減額されることにも留意しなければなりません。かかる留保金額は、高額なものであると予想され、SPV発行体が投資対象ファンドから受領する各分配金の少なくとも15%に相当します。

留保金額の残高は、その最終満期時(i)未払い留保額請求に関して投資対象ファンドLPAに基づいて発生するクローバック請求の最後の返還日および(ii)投資対象ファンドの清算または投資対象ファンドにおけるSPV発行体のすべての持分の譲渡の完了(場合による)に関連する投資対象ファンドの最終分配のうち、いずれか遅い方に関連します。)にのみSPV債券に基づき支払い可能です。SPV発行体は、SPV債券に基づく留保金額の残額の最終支払いより前に、当該留保金額を留保額請求の充足以外の目的で利用する権利を有しません。

上記に関連して、投資対象ファンドLPAに基づくクローバック請求は、投資対象ファンドに基づく分配が行われた日から最大2年間(またはこれ以上の期間になる可能性があります。)発生する可能性があるため、留保金額の残高(もしあれば)がSPV債券に基づき支払われるのは、SPV債券の満期予定日から2年後(またはこれ以上の期間になる可能性があります。)になる可能性があります。

SPV債券に基づき支払われた留保額は、留保額請求の支払いの結果として大幅に減額される場合がある(ゼロになることさえある)ことにも留意する必要があります。

SPV債券に関する償還金支払日は、投資対象ファンドからSPV発行体への支払時期または投資対象ファンドに関する金額の受領(SPV発行体の投資対象ファンドに対する持分の清算後)時期によって異なります。

SPV債券の期限前償還

SPV債券は、概ね以下を含むがこれらに限られないいくつかの事由または状況の発生により、予定期間の前に償還される場合があります。

- () SPV債券に基づくSPV発行体の義務が違法になった場合
- () SPV債券の規制上の取扱いおよび/またはSPV債券の維持費用に一定の影響を生じさせる法律、規制、解釈、規制上の措置、規則、判断または経済状況における一定の変更が発生した場合
- () SPV発行体および/またはSPV債券に関する一定の税務上の事由が発生した場合
- () SPV債券発行体に係る債務不履行事由が発生した場合
- () 投資対象ファンド、投資対象ファンドGPおよび/または投資対象ファンドに関するその他の関係者について、一定の混乱、債務不履行およびその他の事由が発生した場合

SPV債券の当該償還の場合、SPV発行体(または、一定の場合には、SPV債券に関する受託者)またはその代理人は、SPV債券資産を換価するための措置を講じる予定であり、その換価による手取金(特定の費用、税金および/または経費を控除し、かつSPV債券の条項に従ってSPV債券の所有者に優先する債権を充足した後)は、SPV債券の償還に使用されます。

投資対象ファンドへの投資は、非流動的であると予想され、SPV発行体またはSPV債券に関する受託者(またはこれらの者のために行う代理人)が当該SPV債券資産を換価できる保証はないことに留意しなければなりません。かかる換価が完了しなかった場合または遅延した場合、ファンドはS

P V債券に対する投資について多額の、また場合によっては全額の損失を被る可能性があり、および／またはS P V債券に関する償還手取金の受領が大幅に遅延する可能性があります。

S P V債券発行体のカストディアンおよびその他の代理人

S P V債券資産および留保金額に含まれる現金は、S P V発行体を代理してソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト(以下、「S P V発行体カストディアン」といいます。)により保有され、場合によっては、一または複数のサブカストディアンにより保有されることもあります。したがって、ファンドは、S P V債券の保有者として、S P V発行体カストディアンおよび当該サブカストディアンの信用力ならびにこれらによるカストディ契約の遵守の影響を受けます。

S P V発行体を代理して維持されるS P V発行体カストディアンの口座に預託された現金は、S P V債券に関して維持される現金保管口座からS P V発行体カストディアンによって定期的に送金されることがあります。S P V発行体カストディアンの支払不能その他S P V発行体カストディアンの債務不履行が発生した場合、S P V債券の保有者としてのファンドは、S P V発行体カストディアンが保有する現金(送金された現金を含みます。)の損失リスクを増大させます。

したがって、ファンドは、S P V債券の保有者として、S P V発行体カストディアンおよびS P V債券に関してS P V発行体カストディアンが任命した各サブカストディアンの信用力およびそれぞれの義務の履行の影響を受けます。

さらに、S P V発行体は、S P V債券に関する支払代理人、計算代理人、換価代理人および／またはその他の代理人として行為する他の事業体(以下、「S P V発行体代理人」といいます。)を任命します。S P V発行体がS P V債券に基づく義務を履行する能力および場合によって投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての義務を履行する能力は、S P V発行体代理人によるその義務の履行に依存します。

S P V発行体代理人および／またはS P V発行体カストディアンがS P V債券に関する自らの義務を遵守しなかった場合、ならびに／またはS P V発行体代理人および／またはS P V発行体カストディアンが支払不能となった場合、S P V発行体は、S P V債券に基づくおよび／または投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての義務を履行できなくなる可能性があります。かかる債務不履行または支払不能は、S P V債券に基づく金額の支払を大幅に遅延させ、S P V債券のパフォーマンスおよび／またはS P V債券に基づき支払われるべき金額に重大な悪影響を及ぼし、ファンドはS P V債券への投資に関して多額の、また場合によっては全額の損失を被る可能性があります。

課税

S P V発行体は、S P V債券の直接もしくは間接の保有者に適用される可能性のある法域または政府もしくは規制当局の税金および／またはS P V債券に関するかかる直接もしくは間接の保有者に対する支払について説明責任を負いません。S P V債券の直接または間接の保有者に対して、支払からの源泉徴収が要求される税金、賦課金または手数料を払い戻すための追加額は支払われません。

S P V債券の流通市場の流動性

S P V債券に係る流通市場は、存在しないと予想されます。S P V債券またはS P V発行体のアレンジャーまたはディーラーはいずれも、S P V債券に関して相場を提示するまたは市場もしくはその他の流動性を提供する義務を負いません。したがって、S P V債券(ひいてはファンドへの投資)は、S P V債券への投資の経済的リスクを全期間にわたって負担する能力を有する投資家にのみ適しています。

利益相反

ファンド

受託会社、管理会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、流動性仲介者、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下、「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人

が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

- （a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- （b）同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。
- （c）その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- （d）利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産（場合による）に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

投資対象ファンド費用

以下の記載は、ファンドへの投資を行う前に慎重に評価すべき投資対象ファンドに関する潜在的な利益相反を列挙したものです。以下は、潜在的な相反の完全なリストを意図したものではありません。運用会社、投資対象ファンドG P（またはそのメンバー）の利益が、投資対象ファンドおよびS P V発行体を含むリミテッド・パートナーの利益と潜在的にまたは実際に相反する場合に、問題が生じる可能性があります。例えば、投資対象ファンドG Pの成功報酬の存在は、投資対象ファンドG Pがかかるパフォーマンスに基づくアレンジメントがない場合に行うものよりも投機的な投資を投資対象ファンドのために行う動機を生み出す可能性があります。さらに、投資対象ファンドG Pが既存の事業体の投資先企業および投資対象ファンドへの投資ならびにその他の公開および未公開の投資対象を有するという原則により、利益相反が生じる可能性があります。投資対象ファンドL P Aには、これらの潜在的な相反に対処するための一定の保証が規定されていますが、一定のリスクが残る可能性があります。投資対象ファンドの持分を取得することにより、S P V発行体を含む各リミテッド・パートナーは、かかる実際のまたは潜在的な利益相反の存在を認識しており、かかる利益相反の存在から生じる責任に関する請求権を放棄したものとみなされます。

さらに、投資対象ファンドG Pは、投資対象ファンドの投資機会への投資を第三者に認めることを目的として、他の投資ファンドを有し、または設立する可能性があります。投資対象ファンドG Pが投資対象ファンドおよび当該その他の投資ファンドに投資機会を配分した結果、固有の利益相反が存在します。

さらに、投資対象ファンドは、マネージング・ダイレクターまたはその関係会社が運用する他の投資ピークルから有価証券を購入またはその他の方法で取得することができます。譲渡を目的とした当該有価証券の評価は、十分な量の関連情報の恩恵を受けることなく行うことができます。他の投資ピークルから取得した当該有価証券の価値は、投資対象ファンドによる取得後に著しく下落する可能性があります。

す。さらに、マネージング・ダイレクターは、当該有価証券の取得または譲渡の結果、当該他の投資ビークルの成功報酬を獲得することができます。

さらに、投資対象ファンドG Pは、以下の場合には、投資対象ファンドのために行うことを禁止される可能性があります。(i) 投資対象ファンドG P、運用会社、またはこれらのメンバー、マネージャー、従業員、代理人もしくは関係者が投資対象ファンドL P Aに従って行うことを許可された外部活動に関連して取得した秘密情報または負担した義務を理由とする場合、(ii) 投資対象ファンドG Pまたは運用会社のいずれかのメンバー、マネージャー、従業員、代理人または関係者がポートフォリオ企業の役員、取締役、コンサルタント、代理人、顧問または従業員として務める結果、または(iii) 投資対象ファンドG P、運用会社、またはそれぞれのメンバー、マネージャー、従業員もしくは関係者が投資対象ファンドの設定日より前に行った活動に関連する場合。いかなる者も、前文に記載された禁止の結果として投資対象ファンドの利益のために行動しなかったことについて、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドのパートナーに対して責任を負わないものとします。投資対象ファンドの持分の申込みは、かかる利益相反についての理解、同意および合意が得られていることを前提としています。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

参考情報

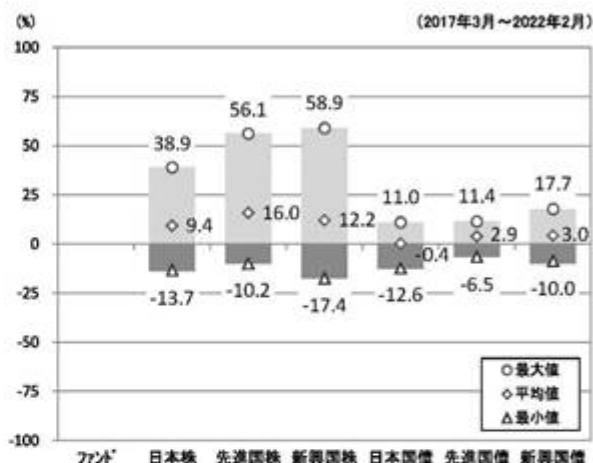
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※ファンドの運用は、2022年5月31日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2022年5月31日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

〈各資産クラスの指数について〉

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)
- 日本国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)
- 先進国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料が受益証券の申込金額に加算されます。申込手数料の額は、申込金額の3.3%(税抜3.0%)とします。

詳しくは日本における販売会社にご照会下さい。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として日本における販売会社に支払われます。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

投資対象ファンドの持分で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、原則として、純資産総額の年率3.75%程度以内を上限とします。

(注1)本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(注2)投資対象ファンドの元本を上回る収益に対して20%の成功報酬が課されることがあります。

(注3)投資対象ファンドの組入比率が低下した場合、純資産総額に対する実質的な費用は下回ることがあります。

(注4)保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

(注5)SPV債券の費用は想定元本に対して課されるため、純資産総額によっては上回ることも下回ることもあります。

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、原則として純資産総額の年率1.405%程度以内を上限とします。

(注1)本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(注2)保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

(注3)管理会社代行サービス会社報酬、投資運用会社報酬および販売報酬は引き下げられる場合があります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い負担した全ての適切な経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管会社報酬

各保管会社は、保管業務の提供に対し、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します(ただし、最低月間報酬は、1,500米ドルです。)。保管会社報酬は、保管業務の提供に対し、ファンドの資産から支払われます。また、各保管会社は、関係者との間で合意したその他の報酬を受け取り、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。保管報酬は見直され、変更されることがあります。

保管会社報酬は、ファンド資産の保管業務の提供の対価として保管会社に支払われます。

「評価日」とは、2022年6月の最終ファンド営業日(同日を含みます。)以降の毎月の最終ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる純資産総額の年率0.07%の報酬を受け取る権利を有します。管理事務代行報酬は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。さらに、管理事務代行会社は、3,750米ドルの前払報酬を受け取り、これはファンドの設定費用の一部として償還することができます。また、管理事務代行会社は、年次財務書類の作成に

関して年間5,000米ドルの報酬を、CIMAへの年次報告書の作成に関して年間1,000米ドルの報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.80%以内の報酬を受け取る権利を有します。販売報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.15%の報酬(以下、「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下、「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては設定日、その他の期間については毎四半期の最終日(以下、それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。))から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下、「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。))までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、ファンドの報酬等支払代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.15%以内の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.20%以内の報酬を受け取る権利を有します。管理会社代行サービス会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬は、ファンドの管理会社代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

プライベート・エクイティ部分に係る手数料、費用および成功報酬

ファンドは、プライベート・エクイティ部分に関連するその資産の実質全額をSPV債券(ひいてはSPV債券を通じて投資対象ファンド)に投資する予定であるため、ファンドは、SPV債券および投資対象ファンドに適用される以下の費用および手数料を間接的に負担します。

SPV債券

SPV債券の手数料総額は、SPV債券の想定元本に対して、年率0.35%程度で算出されます。また、SPV債券の税制調査費(もしあれば)が適用される場合があります。

アドミッション・チャージ

投資対象ファンドは、SPV発行体が投資対象ファンドの当初クローリング時からリミテッド・パートナーであった場合のSPV発行体のキャピタル・コミットメントに対する利息に相当する額であって、投資対象ファンドLPAの規定に従って決定される額をSPV発行体に課します。

投資対象ファンドの運用報酬

投資対象ファンドGPの年間運用報酬料率は、当初、投資対象ファンドのキャピタル・コミットメントの2.0%としますが、変更(増額を含みます。)される可能性があります。投資対象ファンドの当初クローリングから5年後の最初の完全な会計年度から、投資対象ファンドGPに適用される年間運用報酬料率は毎年0.25%ずつ逡減しますが、いかなる場合も、当該リミテッド・パートナーのキャピタル・コミットメント総額の1.5%を下回らないものとします。

投資対象ファンドの成功報酬

投資対象ファンドGPは、以下の通り、投資対象ファンドの資産から支払われる成功報酬を受け取る権利も有します。

投資対象ファンドGPにあらかじめ配分された金額は、投資対象ファンドGPに分配され、各リミテッド・パートナーにあらかじめ配分された金額は、投資対象ファンドGPと当該リミテッド・パートナーとの間で以下の通り分配されるものとします。

- (1) 当該リミテッド・パートナーの未返還出資額がゼロになるまで、当該リミテッド・パートナーに対して100%の分配を行います。
- (2) その後、当該リミテッド・パートナーの未返還出資額がゼロである限りにおいて、当該リミテッド・パートナーに対して80%、投資対象ファンドGPに対して20%の割合で分配を行います。変更(増額を含みます。)される可能性があります。

投資対象ファンドLPAに規定されたクローバックの仕組みに基づき、一定の場合において、投資対象ファンドGPは、過去に投資対象ファンドGPに対して支払われた成功報酬の一部をリミテッド・パートナーに返還する必要があります。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
- () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
- () 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
- () 副資産保管会社報酬および費用
- () 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
- () 借入れにかかる利息
- () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
- () 保険の費用(もしあれば)
- () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- () 登録サービスの提供
- () 財務書類の準備および純資産総額の計算
- () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用

- () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2022年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)

- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2022年5月31日から運用を開始します。

（１）【投資状況】

該当事項ありません。

（２）【投資資産】

該当事項ありません。

（３）【運用実績】

該当事項ありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項ありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

募集手続

投資者は、管理事務代行会社が投資者の受益証券申込用の口座を開設できるように、記入済みの口座開設申込書(管理事務代行会社から要請がある場合にはかかる投資者の身元を証明する補足情報および書類ならびに管理事務代行会社が要求した場合は申込代金の出所の詳細とともに)を、ファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付しなくてはなりません。これらの要件の詳細については、下記「マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策」の記載をご参照下さい。

管理事務代行会社が投資者に対してその投資者口座が開設された旨の確認書を提供した後、投資者は申込書を使用して受益証券の申込みを行うことができます。管理事務代行会社が申込書を2022年5月27日午後6時(日本時間)または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日時までに受領しなかった場合または申込書に不備があった場合、申込書は受理されません。

投資者口座が開設された旨の確認書の受領および、申込書の管理事務代行会社に対する交付後、購入代金は、設定日以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済日に電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。

申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領前に管理事務代行会社が受け取った申込書は処理されないことに留意する必要があります。この場合、申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領後、新たな申込書を作成し提出する必要があります。投資者口座が開設された旨の確認書の前にファンドの回収口座に入金された申込代金は受理されず、申込者は、適格機関申込者の費用負担で追加の銀行手数料を請求される場合があります。

一般

全ての口座開設申込書および申込書は、管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、設定日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された口座開設申込書、申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家^(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、設定日に発行されたが上記の記入済みの口座開設申込書、申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および()管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否

することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、設定日が経過するまで受益者登録簿(以下、「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合による)が、受益証券は設定日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、設定日からファンドへの投資リスクにさらされます。

回収口座に保有される翌日物の現金残高は、ファンドに投資される前または分配もしくは受益証券の買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下、「回収口座キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象となることがあります。回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムでは、S & P、ムーディーズまたはフィッチのうち少なくとも1社からA格以上の信用格付けを受けた第三者の取引相手方(以下、「回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。)に保有される一つまたは複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することになります。投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクについては、上記「第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

(注)「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

- () 次のいずれにも該当しないもの。(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含みます。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有もしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b) ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c) 適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d) 欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e) 上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。
- () 自然人ではない投資家に関して、() 受益証券の取得という特定の目的のために設立されたものではなく、() 投資家による受益証券の申込みに参加するか否かまたはその参加の程度を個別に決定することのできる当該投資家の有価証券の実質的所有者はおらず、かつ() 当該投資家が保有する受益証券の価額が当該投資家の総資産の40%を超えないもの。
- () (1)(A) (1933年米国証券法に基づく規則501(その後の改正を含みます。)の意味における)「認定投資家」および(B)(米国の1940年投資顧問法(改正済)に基づく規則205-3の意味における)「適格顧客」のいずれにも該当し、かつ(2)(米国の1940年投資会社法(改正済)(以下、「投資会社法」といいます。))の第2(a)(51)条の意味における)「適格購入者」に該当する個人、法人または法主体(それらの(投資会社法規則2a51-3の意味における)実質的所有者を含みます。)であるもの。

マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、(該当する場合には)その実質的所有者/支配者の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めるものとします。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、これらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持について適切な者に依拠し、またはかかる手続の維持を適切な者に委託することができます。受託会社は、これらの手続の維持について管理事務代行会社に依拠するものとします。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年 - 2021年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達)法(その後の改正を含みます。)(以下、「刑事司法法」といいます。)は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、すべての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する「実質的所有者」ならびに/または刑事司法法の下で定義されるところによる上級管理役員(疑義を避けるために付言すると、取締役および最高経営責任者(該当する場合)を含みます。)(以下、「上級管理役員」といいます。)の身元および住所を確認するための措置が含まれています。

管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、(必要に応じて)各受益者、実質的所有者および/または上級管理役員の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人または高リスク・カテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家等、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者および潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客ならびに(該当する場合には)最終実質的所有者および/または上級管理役員(場合による)を特定し、確認しなければなりません。

- ・ファンドに関し受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時の取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、ファンドの受益者を特定し、確認しなければなりません。受益者は、取引関係を開始する前に、関連するアンチ・マネー・ロンダリングに関する文書を提供しなければなりません。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者、上級管理役員および/または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マネー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類(本人確認書類の種類を含みます。)の詳細は、口座開設申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マネー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に関し、通知するものとします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、該当するファンドの回収口座に購入代金を受け取ることはできないことに留意が必要です。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、設定日にファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が、かかる申込者の申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および/または受託会社もしくは管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑いもしくは助言を受けた場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、分配金または買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)の所定の規定のファンドによる違反に関して、ファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇

用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ（以下、「FRA」といいます。）または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法（その後の改正を含みます。）に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

申込みにより、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社および受託会社を代理する管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

管理事務代行会社に一旦受理された記入済みの申込書は、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの口座開設申込書、申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条(1)（投資法人）2017年規制（2017年のSI 604）（以下、「投資者資金規制」といいます。）に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または配当金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、管理会社および受託会社は、投資者に対し、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下、「関係者」といいます。）が自ら知り信じる限りにおいて、（i）国際連合、米国財務省外国資産管理室（以下、「OFAC」といいます。）、日本の財務省に保持され、または欧州連合（以下、「EU」といいます。）および／もしくは英国（以下、「UK」といいます。）の規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）および／もしくはケイマン諸島の法令に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび／またはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点の有しておらず、かつ居住していないこと、また（ ）その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）またはケイマン諸島により課される制裁の対象（以下、あわせて「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することを求める場合があります。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資者および／もしくはかかる投資者のファンドに対する持分を対象とするその後の取引を、当該投資者またはその関係者（該当する場合）が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります（以下、「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果、投資者により発生した負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。）に対して一切の責任を有しません。

また、その後、ファンドのために行われた投資が、適用される制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資を対象とするその後の取引を、適用される制裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止する場合があります。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの取締役もしくは代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社およびそれらの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下、「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下、「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資家は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として2022年5月27日までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、申込みとして取り扱います。販売の単位は10,000口以上5,000口単位です。

投資家は、2022年5月30日までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を円貨または米ドル貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

買戻日に買戻しのために受益証券の提出を希望する投資者は、直前の買戻通知日(2022年12月29日(同日を含みます。))以降の毎年12月29日(同日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業

日または管理会社が決定期間その他の日をいいます。以下同じです。）に、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻通知日の午後6時（日本時間）または管理会社が決定期間の裁量により決定するその他の日時（以下、「買戻通知期限」といいます。）までに、管理会社が随時承認する書式による、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知（以下、「買戻通知」といいます。）を管理事務代行会社にファクシミリ、（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）における基準価額（（管理会社と協議の上、受託会社の裁量により）ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。）として計算されます（以下、「買戻価格」といいます。）。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社が決定期間の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利（ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。）を行使する資格を喪失し、またこれを行使することができなくなります。ただし、（それぞれ買戻対象となる受益証券について）買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない、2022年12月の最終ファンド営業日（同日を含みます。）以降の毎年12月の評価日および／またはファンドもしくは受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンド、プライベート・エクイティ部分または現金部分のいずれかについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。以下同じです。

買戻しの制限

管理会社が受託会社と協議の上、別途決定しない限り、ある買戻日に関連する買戻しは、当該買戻日に関し設定日に発行された受益証券口数の10%（または管理会社が決定する純資産総額もしくは設定日に発行された受益証券口数に対する割合）以内とします。この場合、当該制限は、当該買戻日に受益証券の買戻しを希望する全ての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるように比例配分して適用されるものとします。

また、管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の1つまたは複数の買戻通知を履行するために必要なファンドの投資対象の清算が実行不可能であると判断した場合（現金部分および／またはプライベート・エクイティ部分の一部を適時に売却できないことによる場合を含みます。）、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。この場合、当該制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるよう、比例配分により適用されます。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - （1）資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額および／もしくは基準価額の決定を

停止し、ならびに/または受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻金の支払期間を延長することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) 管理会社と協議の上、受託会社の判断により、() ファンドの資産の一部もしくは全部の処分ができない、または(y) 当該処分金の移転が合理的な方法で実行できない場合、もしくは当該処分の実行が受益者の最良の利益にならない可能性がある場合
- () S P V発行体がS P V債券の償還を宣言した場合、またはS P V債券がその条項に従って償還の対象となった場合、またはクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかがS P V債券の価額の計算を停止した場合。
- () 管理会社と協議の上、受託会社の判断により、純資産総額が公正かつ合理的方法により算出できない場合
- () 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合
- (v) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

プライベート・エクイティ部分の投資対象の処分から十分な収益を受領することおよび下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目の記載に従い買戻日に適用される純資産総額の計算が遅延しないことを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3か月と8ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができます、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下、「強制買戻し」といいます。)

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該強制買戻しにおける基準価額に等しい1口当たりの価格((管理会社と協議の上、受託会社の裁量により)ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後)(以下、「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の基準価額から、受益証券にかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日におけるファンドに関連する最後の市場の営業終了時または各評価日における管理会社がファンドについて随時決定するその他の時間をいいます。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、毎年12月1日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から12月20日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)の午後3時(日本時間)または日本における販売会社が別途定める時までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される基準価額とします。

原則として、毎年3月、4月、5月の各評価日における基準価額は3月の評価日の約2か月後、毎年6月、7月、8月の各評価日における基準価額は6月の評価日の約2か月後、毎年9月、10月、11月の各評価日における基準価額は9月の評価日の約2か月後、毎年12月、1月、2月の各評価日における基準価額は12月の評価日の約3か月後に、それぞれ公表されます。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

「国内約定日」とは、買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、買戻日の翌年4月第5ファンド営業日の翌国内営業日)をいいます。

「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名称が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券コースが一つかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のコースの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券コースに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券コースの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券コースの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券コース間で分配されます。ファンドの各受益証券コースに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券コースの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券コースの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券コースに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券コースの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券コースの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金とその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確

認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)現金部分について、管理事務代行会社が完全で信頼性があり正確であるとする現金部分の市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、(b)プライベート・エクイティ部分のSPV債券について、入手可能な最新の投資対象ファンド財務書類に基づき、クレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかが作成したレポートに基づくものであり、(c)上記(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間(以下に定義されます。)までに受け取った取引確認書は、管理事務代行会社による当該評価日に関する純資産総額の計算に含まれます。例えば、取引日が評価日にあたり、当該取引が取引締切時間までに管理事務代行会社に提供された場合は、その評価額が当該評価日に関する純資産総額の計算に反映されます。評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間後に受け取った取引確認書は、次の評価日の純資産総額の計算に含まれます。

「取引締切時間」とは、評価日にファンドの勘定で行われた取引に関して、次の純資産総額公表日の午前7時(ダブリン時間)または管理事務代行会社および管理会社が合意したその他の時間をいいます。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、当該評価日後の純資産総額公表日に受益者に提供します。

管理事務代行会社は、投資対象ファンド財務書類が関連する締切時間までに投資対象ファンドによってクレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社のいずれかに提供されない場合、当該評価日に関する純資産総額の計算を遅らせることができます。この場合、受益者に対する純資産総額に関する情報の提供に関連する期限は、関連する投資対象ファンド財務書類の公表後2ファンド営業日まで延期される可能性があります。また、これに伴い、買戻代金の決済も延期される可能性があります。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止がないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券コースの基準価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券コースの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかる

ファンドの受益証券コースの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
 - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券コースの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えする場合
 - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日に開始し、下記「(5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、(i) 2032年5月28日または投資対象ファンドの存続期間の延長を超えない範囲で管理会社が決定するその他の日、および() 管理会社が決定する、(ファンドのすべての投資対象が清算される)強制買戻事由(以下に定義されます。)発生後に最も早く到来する実行可能な買戻日のいずれか早い日をいいます。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年3月31日です。

ただし、初回決算日は2023年3月31日となります。

(5) 【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、受益証券は、次のいずれかに該当する場合には、強制的に買い戻されます(それぞれ「強制買戻事由」といいます。)。

- (1) いずれの評価日の純資産総額が10,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、影響を受ける全ての受益者に対して通知を行うことで、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと判断した場合
- (2) 管理会社が受託会社と協議の上、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(これには、管理会社が受託会社と協議の上、理由の如何を問わず(最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含みます。)、全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。)。

全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に当該受益証券の1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(またはその日が評価日でない場合には直前の評価日)における当該受益証券の1口当たり純資産価格((管理会社と協議の上、受託会社の裁量により)ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。)となります。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除することにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、()かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者による90日前の書面による通知またはいずれかの当事者の支払不能または通知後も違反を解消できないなどの一定の状況においては即時の書面による通知により終了することができます。管理事務代行契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されます。

保管契約

保管会社の任命は、保管会社または受託会社のいずれかが、他方当事者に対して90日前の書面による通知を行うことにより解除することができます。保管契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

保管契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。ただし、()本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、()日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、設定日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

投資運用契約

投資運用契約は管理会社または投資運用会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、いずれかの当事者による遅くとも3か月前までの他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において管理会社代行サービス会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の管理会社代行サービス会社が指定されることを条件として終了します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

同 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2022年5月31日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2023年3月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジー ケイマン諸島が行います。なお、ケーピーエムジー ケイマン諸島は、公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーコート通り、ハーコートセンター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2022年2月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル（約8,493万円）です。
過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2022年2月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	11	1,935,352,541米ドル
			3,155,468ユーロ
			41,617,333豪ドル
			10,877,902,336円
			290,444,137トルコリラ
	私募	27	166,579,245,314円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日までおよび2020年1月1日から2020年12月31日まで)の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパースから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2022年2月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.55円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

損益計算書（2020年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	注記への 参照	2020年度		2019年度	
		USD	千円	USD	千円
受取利息		16,025	1,852	34,534	3,990
- うち、償却原価で測定される金融商品に かかる受取利息		16,025	1,852	34,534	3,990
純受取利息	4	16,025	1,852	34,534	3,990
サービス報酬収入	5	220,000	25,421	215,000	24,843
その他損失		-	-	(21)	(2)
純収益		236,025	27,273	249,513	28,831
一般管理費および営業費	6	(111,476)	(12,881)	(143,734)	(16,608)
引当金繰入および税引前営業利益		124,549	14,392	105,779	12,223
税引前利益		124,549	14,392	105,779	12,223
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		124,549	14,392	105,779	12,223

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

財政状態計算書（2020年12月31日現在）

(米ドル)	注記への 参照	2020年度		2019年度	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金預け金	9	1,643,796	189,941	1,436,186	165,951
その他資産	10	220,970	25,533	217,427	25,124
資産合計		1,864,766	215,474	1,653,613	191,075
負債					
その他負債	10	217,933	25,182	131,329	15,175
負債合計		217,933	25,182	131,329	15,175
株主資本					
資本金	11	735,000	84,929	735,000	84,929
利益剰余金		911,833	105,362	787,284	90,971
株主資本合計		1,646,833	190,292	1,522,284	175,900
負債および株主資本合計		1,864,766	215,474	1,653,613	191,075

（日付）、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
) 取締役
)
)

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

持分変動計算書(2020年12月31日終了事業年度)

(米ドル)	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2020年度						
1月1日現在の残高	735,000	84,929	787,284	90,971	1,522,284	175,900
当該年度の利益	-	-	124,549	14,392	124,549	14,392
12月31日現在の残高	735,000	84,929	911,833	105,362	1,646,833	190,292
2019年度						
1月1日現在の残高	735,000	84,929	681,505	78,748	1,416,505	163,677
当該年度の利益	-	-	105,779	12,223	105,779	12,223
12月31日現在の残高	735,000	84,929	787,284	90,971	1,522,284	175,900

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書（2020年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	注記への 参照	2020年度		2019年度	
		USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：					
当該年度の利益		124,549	14,392	105,779	12,223
純利益を営業活動より生じた現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前純利益に含まれる非現金項目：					
受取利息	4	(16,025)	(1,852)	(34,534)	(3,990)
その他損失		-	-	21	2
営業資産および負債変動前の営業活動より生じた現金		108,524	12,540	71,266	8,235
営業資産の純（増）：					
その他資産		(3,543)	(409)	(10,575)	(1,222)
営業資産の純（増）		(3,543)	(409)	(10,575)	(1,222)
営業負債の純増：					
その他負債		86,604	10,007	127,594	14,743
営業負債の純増		86,604	10,007	127,594	14,743
受取利息	4	16,025	1,852	34,534	3,990
営業活動より生じた現金		207,610	23,989	222,819	25,747
現金および現金同等物の純増額		207,610	23,989	222,819	25,747
期首における現金および現金同等物		1,436,186	165,951	1,213,367	140,205
期末における現金および現金同等物		1,643,796	189,941	1,436,186	165,951
現金預け金	9	1,643,796	189,941	1,436,186	165,951
期末における現金および現金同等物		1,643,796	189,941	1,436,186	165,951

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

1 財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(以下「USD」という。)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートでUSDに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(c) 外貨(続き)

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(d) 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から予想信用損失(以下「ECL」という)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

２．重要な会計方針（続き）

（g）減損（続き）

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込んだ、フォワードルッキングな予想信用損失（ECL）モデルに基づく。このモデルは、各種の経済的要因における変化が、ECLに対してどのように影響するのかという点について、相応の判断を必要とするもので、その決定は確率を重視した手法に基づく。

（h）収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書にサービス報酬収入が認識される。

（i）費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

（j）関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

（a）個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- （ ）当社を支配している、または共同支配している。
- （ ）当社に重要な影響を与える。
- （ ）当社または当社親会社経営幹部の一員である。

（b）企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- （ ）その企業と当社が同じグループの傘下にある（すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社に関連している）。
- （ ）その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である（その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している）。
- （ ）両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- （ ）ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- （ ）ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- （ ）ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- （ ）(a)()に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業（またはその親会社）の経営幹部の一員である。

２．重要な会計方針（続き）

（j）関連当事者（続き）

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

（k）当期に発効された基準および解釈指針

当社は、2020年1月1日から始まる年次報告期間において、以下の会計基準およびその改訂を初度適用している。

- ・IAS第1号およびIAS第8号の改訂、「『重要性がある』の定義」

- ・財務報告に関する概念的枠組みについての改訂

上記改訂は以前に認識された金額に影響を与えるものではなく、かつ現在または以降の期間にも重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

３．会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない（注記15）。

４．純受取利息

（米ドル）	2020年度	2019年度
純受取利息		
現金預け金にかかる受取利息	16,025	34,534
受取利息合計	16,025	34,534

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

５． サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。
収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

(米ドル)	2020年度	2019年度
収益		
サービス報酬収入	220,000	215,000
収益合計	220,000	215,000

６． 一般管理および営業費

(米ドル)	2020年度	2019年度
一般管理および営業費		
その他費用	-	(34,668)
銀行手数料	(1,182)	(191)
監査報酬	(3,201)	(3,119)
役員報酬	(107,093)	(105,756)
一般管理および営業費合計	(111,476)	(143,734)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

７． 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2039年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

８． 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ(続き)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2019年:5,000米ドル)を受け取っているが、2020年12月31日現在当社は持分を保有していない。

グローバルREITαファンド(適格機関投資家限定)
豪州高配当株・ツインαファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・オーストラリア高配当株αファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式αファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・ステープル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
HOLTユーロ株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

SBI - PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド
アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家限定） [*]
J - REITファンド（適格機関投資家限定） [*]
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド（適格機関投資家限定） [*]
新生・欧州債券ファンド（適格機関投資家限定） [*]
下落抑制株式ファンド（適格機関投資家限定） [*]

^{*} 当該ファンドは2020年に終了

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

（米ドル）	2020年度	2019年度
現金預け金		
現金預け金	1,643,796	1,436,186
現金預け金合計	1,643,796	1,436,186

10. その他の資産および負債

（米ドル）	2020年度	2019年度
その他資産		
未収利息および報酬	220,970	217,427
その他資産合計	220,970	217,427

（米ドル）	2020年度	2019年度
その他負債		
未払利息および報酬	217,933	131,329
その他負債合計	217,933	131,329

11. 資本金

(a) 授權株式および発行済株式

	2020年度		2019年度	
	株数	(米ドル)	株数	(米ドル)
授權株式：				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式：				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

12. 財務リスク管理および公正価値(続き)

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2020年および2019年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2020年および2019年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDはUSDに固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2020年および2019年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

(米ドル)	2020年12月31日現在			2019年12月31日現在		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
資産						
その他資産	-	220,863	220,863	-	215,000	215,000
資産合計	-	220,863	220,863	-	215,000	215,000
負債および資本						
その他負債	214,732	-	214,732	25,573	-	25,573
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	949,732	-	949,732	760,573	-	760,573

b) 関連当事者間の収益および費用

(米ドル)	2020年度			2019年度		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
収益						
サービス報酬収入	-	220,000	220,000	-	215,000	215,000
収益合計	-	220,000	220,000	-	215,000	215,000

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬（米ドル）	2020年度	2019年度
短期従業員給付	107,093	105,756
経営幹部報酬合計	107,093	105,756

14. 親会社および最終的な持株会社

2020年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15. 公表後、2020年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

2020年12月31日に終了した事業年度の会計報告において適用が義務付けられていない新たな会計基準・解釈指針が複数公表されている。当社はこれらについて前倒しでの適用を行っていない。これらの基準は当社の現在または今後の報告期間において重大な影響を及ぼすものではなく、かつ当社の近い将来における取引に対しても重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

16. 後発事象

当会計年度終了後に、将来の会計年度における当社の営業、その営業実績、および情勢に重大な影響を及ぼす、または及ぼす可能性があるような事象・状況等は発生していない。

17. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2021年6月10日開催の当社取締役会において公表が承認された。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Profit or Loss for the Year Ended 31 December 2020

USD	Reference to Note	2020	2019
Interest income		16,025	34,534
- of which Interest income from instruments at amortised cost		16,025	34,534
Net interest income	4	16,025	34,534
Service fee income	5	220,000	215,000
Other loss		—	(21)
Net revenues		236,025	249,513
General, administrative and other operating expenses	6	(111,476)	(143,734)
Operating profit before allowance and taxation		124,549	105,779
Profit before tax		124,549	105,779
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		124,549	105,779

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Financial Position as at 31 December 2020

USD	Reference to Note	2020	2019
Assets			
Cash and due from banks	9	1,643,796	1,436,186
Other assets	10	220,970	217,427
Total assets		1,864,766	1,653,613
Liabilities			
Other liabilities	10	217,933	131,329
Total liabilities		217,933	131,329
Shareholders' equity			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		911,833	787,284
Total shareholders' equity		1,646,833	1,522,284
Total liabilities and shareholders' equity		1,864,766	1,653,613

Approved and authorised for issue by the board of directors on 10 June 2021


 Brian Burkholder

)
)
) Director
)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Changes in Equity for the Year Ended 31 December 2020

USD	Share capital	Retained earnings	Total
2020			
Balance at 1 January	735,000	787,284	1,522,284
Profit for the year	—	124,549	124,549
Balance at 31 December	735,000	911,833	1,646,833
2019			
Balance at 1 January	735,000	681,505	1,416,505
Profit for the year	—	105,779	105,779
Balance at 31 December	735,000	787,284	1,522,284

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Statement of Cash Flows for the Year Ended 31 December 2020

USD	Reference to Note	2020	2019
Cash flows from operating activities			
Profit for the year		124,549	105,779
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest Income	4	(16,025)	(34,534)
Other Loss		—	21
Cash generated from operating activities before changes in operating assets and liabilities		108,524	71,266
Net (increase) in operating assets:			
Other assets		(3,543)	(10,575)
Net (increase) in operating assets		(3,543)	(10,575)
Net increase in operating liabilities:			
Other liabilities		86,604	127,594
Net increase in operating liabilities		86,604	127,594
Interest income received	4	16,025	34,534
Net cash generated from operating activity		207,610	222,819
Net increase in cash and cash equivalents		207,610	222,819
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,436,186	1,213,367
Cash and cash equivalents at the end of year		1,643,796	1,436,186
Cash and due from banks	9	1,643,796	1,436,186
Cash and cash equivalents at the end of year		1,643,796	1,436,186

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) Foreign currency

The Company's functional and presentation currency is United States Dollars ("USD"). Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into USD using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

2. Significant Accounting Policies (continued)

(d) Cash and cash equivalents

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less Expected Credit Loss ("ECL") (refer to Note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements are based on a forward-looking expected credit loss model by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. This requires considerable judgement over how changes in economic factors affect ECLs, which is determined on a probability-weighted basis.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, service fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

2. Significant Accounting Policies (continued)

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

The Company has applied the following standards and amendments for the first time for their annual reporting period commencing 1 January 2020:

- Definition of Material – amendments to IAS 1 and IAS 8
- Revised Conceptual Framework for Financial Reporting

The amendments listed above did not have any impact on the amounts recognised in prior periods and are not expected to significantly affect the current or future periods.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 15).

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

4. Net Interest Income

USD	2020	2019
Net interest income		
Interest income on cash and due from banks	16,025	34,534
Total interest income	16,025	34,534

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

USD	2020	2019
Revenues		
Service fee income	220,000	215,000
Total revenues	220,000	215,000

6. General, Administrative and Other Operating Expenses

USD	2020	2019
General administrative and other operating expenses		
Other expenses	—	(34,668)
Bank charges	(1,182)	(191)
Auditor remuneration	(3,201)	(3,119)
Directors' remuneration	(107,093)	(105,756)
Total general administrative and other operating expenses	(111,476)	(143,734)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2039. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities*Sponsored unconsolidated structured entities*

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2019: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2020:

Global REIT Income Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Div Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
HOLT Euro Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
PIMCO Short Term Income Strategy Fund

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI Pictet Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*

* The funds were terminated during 2020.

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

USD	2020	2019
Cash and due from banks		
Cash and due from banks	1,643,796	1,436,186
Total cash and due from banks	1,643,796	1,436,186

10. Other Assets and Other Liabilities

USD	2020	2019
Other assets		
Interest and fees receivable	220,970	217,427
Total other assets	220,970	217,427
Other liabilities		
Interest and fees payable	217,933	131,329
Total other liabilities	217,933	131,329

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

	2020		2019	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

12. Financial Risk Management and Fair Values (continued)

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2020 and 2019, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2020 and 2019, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the USD, the Company considers that the risk of movements in exchange rates between USD and HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2020 and 2019.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions.

(a) Related party balance sheet transactions

	31 December 2020			31 December 2019		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
USD						
Assets						
Other assets	—	220,863	220,863	—	215,000	215,000
Total assets	—	220,863	220,863	—	215,000	215,000
Liabilities and Equity						
Other liabilities	214,732	—	214,732	25,573	—	25,573
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	949,732	—	949,732	760,573	—	760,573

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2020

13. Material Related Party Transactions (continued)

(b) Related party revenues and expenses

	2020			2019		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
USD						
Revenues						
Service fee income	—	220,000	220,000	—	215,000	215,000
Total revenues	—	220,000	220,000	—	215,000	215,000

(c) Remuneration of key management personnel

Remuneration of key management personnel (USD)	2020	2019
Short-term employee benefits	107,093	105,756
Total Remuneration of key management personnel	107,093	105,756

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2020, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2020

Certain new accounting standards and interpretations have been published that are not mandatory for 31 December 2020 reporting periods and have not been early adopted by the Company. These standards are not expected to have a material impact on the entity in the current or future reporting periods and on foreseeable future transactions.

16. Subsequent Events

There have been no matters or circumstances that have arisen since the end of the financial period, which significantly affected, or may significantly affect, the operations of the Company, the results of those operations, or the state of affairs of the Company in future financial years.

17. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved for issue by the board of directors of the Company on 10 June 2021.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下、「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下、「利益相反」といいます。)に参与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に参与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited)(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2022年2月末日現在の額は、100米ドル(約11,555円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下、「ICSCIL」といいます。)の完全子会社です。ICSCILは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCILの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの会社インタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

(2) エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services(Ireland)Limited)(「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2022年2月末日現在の額は、62,992,338ユーロ(約81億4,743万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の中値(1ユーロ=129.34円)によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited(London Branch))(「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2022年2月末日現在の額は、3,420億円です。

(ロ) 事業の内容

保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングスです。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

(4) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2022年2月末日現在の額は、781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、証券および投資銀行業務を展開しています。日本での豊富な経験とグローバルな知見、実績をもとに、機関投資家、事業法人、政府機関等の顧客に対し、株式、債券、コーポレート・アドバイザー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたる金融商品サービスを提供しています。

(5) 大和証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2022年4月1日現在の額は、1,000億円

(ロ) 事業の内容

大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の完全子会社です。大和証券株式会社は1999年4月26日に、大和証券グループ本社から日本の国内小売部門の経営を引き継ぎ、営業を開始しました。同社は、日本国内で証券業務を行っています。

(6) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2021年12月末日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル(約1兆3,133億4,130万円)

(ロ) 事業の内容

英国法の下で設立された英国に住所を有する銀行であるクレディ・スイス・インターナショナル(以下、「C S I」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました(登録番号2500199)。1990年7月6日には、「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名の無限責任会社に登記が変更され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。

C S Iは、クレディ・スイス・グループ・エイ・ジー(Credit Suisse Group AG)の完全間接子会社です。C S Iの登記上の本店はロンドンにあり、ワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJに位置します。C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、債権者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50カ国以上に拠点をもち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

(7) ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(Daiwa Asset Management (Europe) Ltd) (「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2022年2月末日現在の額は、500,000英ポンド(約7,729万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=154.58円)によります。以下、別段の記載がない限り、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立され、指定された投資業務を行うことについて、英国の金融行為監督機構の認可および規制を受けています。投資運用会社は、管理会社代行サービス会社の子会社です。

(8) 大和アセットマネジメント株式会社(「管理会社代行サービス会社」)

(イ) 資本金の額

2022年2月末日現在の額は、151億7,427万2,500円

(ロ) 事業の内容

管理会社代行サービス会社は、1959年から営業しており、現在、公募株式投信の運用資産を資金源とする日本最大規模の資産運用会社です。管理会社代行サービス会社は、様々な資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elia n Trustee (Cayman) Limited)
信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2) エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)
登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。
- (3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))
保管業務を提供します。
- (4) クレディ・スイス証券株式会社
日本における代行協会員業務を行います。
- (5) 大和証券株式会社
ファンドの受益証券の販売・買戻しの取次業務を行います。
- (6) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (7) ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)
投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。
- (8) 大和アセットマネジメント株式会社
管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法（その後の改正を含む。）または地域会社（管理）法（その後の改正を含む。）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
- （a）1993年7月に施行されたミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
- （b）2020年2月に施行されたプライベート・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。）は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合（または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合）を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2021年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,451（3,145のマスター・ファンドを含む。）であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、（2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される）クローズド・エンド型ファンドおよび（2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される）限定投資家ファンド（以下に定義される）が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- （a）投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
- （b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

- (a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法または保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者
- (b) 建設社会法(その後の改正を含む。)または友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者
- (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)を除く。

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

- (a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- (b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について全ての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および全ての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。
- 4.2 全ての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- 4.3 全ての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。
- 4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、全ての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産の全てまたは実質上資産の全てを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託の全てをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与される。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 当該免許が、以下各号のいずれかにおいて「企業サービスプロバイダー」として定義されている場合、
 - (A) 会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)の第XVIIA。
 - (B) 有限責任会社法(その後の改正を含む。)の第12。
 - (C) 有限責任パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の第8。
 - (併せて、以下「受益権法令」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益権法令を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含む。）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。）当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（その後の改正を含む。）の下、パートナーシップに適用される

エクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。

- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
 - () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
 - () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア・オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為または全ての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (c) 受益権法令に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、受益権法令に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
 - (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - (h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
 - (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されている全ての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行

- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった者
 - (d) 免許投資信託管理者であった者

- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
 - (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における全ての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法または受益権法令の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事項。
 - (c) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- (a) 例えば秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。)または薬物濫用法(その後の改正を含む。)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合。
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
 - (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
 - (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)。
 - (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該

監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(その後の改正を含む。)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものと同みなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公

募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要な全ての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言された全ての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務ま

たは任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。

- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされる全ての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金の全てまたは実質的に全てを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用する全ての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の全てのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間

財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付する全ての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)に特化型運用を行う旨を記載します。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」および「ファンドの受益証券の基準価額は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した基準価額は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - 投資リスクの項の冒頭において、()ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあり、信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属する旨、()投資信託は預貯金と異なる旨
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （ケイマン諸島に設立された有限会社） 取締役会への独立監査人の報告書

意見

監査対象

3ページから15ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の財務諸表。内容は以下の通り。

- a．財政状態計算書（2020年12月31日現在）
- b．損益計算書（2020年12月31日終了事業年度）
- c．持分変動計算書（2020年12月31日終了事業年度）
- d．キャッシュ・フロー計算書（2020年12月31日終了事業年度）
- e．重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記

監査意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2020年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

監査の独立性

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が発行する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（「IESBA規程」）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として意見を報告し、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査全体にわたって専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- a. 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- b. 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- c. 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- d. 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- e. 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士

香港、2021年6月10日

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

What we have audited

The financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “Company”) set out on pages 3 to 15, which comprise:

- a. the statement of financial position as at 31 December 2020;
- b. the statement of profit or loss for the year then ended;
- c. the statement of changes in equity for the year then ended;
- d. the statement of cash flows for the year then ended; and
- e. the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRSs”).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRSs, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. We report our opinion solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- a. Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- b. Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- c. Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- d. Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- e. Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers
Certified Public Accountants
Hong Kong, 10 June 2021

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。